

平成 20 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 4 日）

平成 20 年 9 月 18 日（木曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 森 長一郎

副委員長 柳原 清

委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

収納課長 鈴木 春夫

健康課長 岡田 まり子

副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

下水道課長 櫻井 友巳

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

副理事(兼)工務課長 長田 幹

監査委員事務局長 大友 辰夫

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 58 分 開議

- 議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳出質疑 第 10 款教育費～第 14 款予備費

○森委員長

おはようございます。

昨日は、委員各位、当局、遅くまで大変お疲れさまでございました。いよいよ最終日の質疑となりました。また慎重なる、また深い質疑をよろしくどうぞお願い申し上げます。

進行上、皆様方の御協力をよろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

初めに、第 10 款教育費から第 14 款予備費までの質疑を行います。

○吉田委員

16 日の委員会の件についてです。竹谷委員が、「議会の議員」云々と発言した上で、「意味がない」と発言した部分を、私が、「わからない」と述べたと発言し、「私はわかる、理解できる」と述べました。竹谷委員が「わからない」と発言したとの部分は、削除してください。

竹谷委員が、「議会の議員」と発言したことについては、取り下げられたい。

○竹谷委員

今、吉田委員の方から、私の発言に対することに関しての意見がありました。その分で、私も、議員全員を意味するような発言にとられるような状況だということでございますので、それは各議員に申しわけございませんので、その部分は削除をしていただきたいと思います。委員長、よろしくをお願いいたします。

○森委員長

ただいま、吉田委員、竹谷委員両委員から、9 月 16 日の委員会における発言について、一部取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

よって、吉田委員、竹谷委員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

早速質疑の方に入ってまいりたいと思うのですけれども、昨日に引き続き、取り残しておりました藤原委員からの資料の提出並びに説明、教育部長から申し出がございまして、よろしくお願ひいたします。

○鈴木教育部長

昨日、藤原委員より求められました教育委員会所管の施設のアウトソーシングについて、これまでの経過と取り組みについて、時系列に取りまとめました。詳細については担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤生涯学習課長

それでは、お手元の方に配付しております資料を朗読しながら、御説明申し上げたいと思ひます。

初めに、本市が進むべき行政改革の基本方針につきましては、平成 16 年 5 月に策定された「多賀城市アウトソーシング推進指針」に基づいて、推進されているところでございまして。

この推進指針を受け、平成 17 年 4 月から、「NPO 法人多賀城市民スポーツクラブ」に対し、総合体育館、市民プール等を指定管理者として管理運営をゆだねてきたことは周知のとおりでございます。

1 番でございますが、多賀城市教育委員会の取り組みについてでございます。

多賀城市教育委員会においては、この推進指針に基づき、アウトソーシングを進めていくこととなりますが、社会教育施設である図書館や公民館等のアウトソーシングを具現化していくためには、数々の山積している問題を解決しなければならないことから、平成 18 年 4 月、各施設担当者による「実務者会議」を設置し、また、「施設長による検討会」を重ね、平成 19 年 7 月、その基本的な考え方を「多賀城市教育委員会社会教育施設アウトソーシング推進指針」（案）として取りまとめました。

2 番目でございます。アウトソーシング推進の基本的な考え方でございますが、その結果、基本的な考え方は次の 3 点に集約されました。

一つ目といたしまして、社会教育施設は、市民が施設に「集う」中で、お互いの顔が見える人間関係をつくってきた地域的拠点であり、各種教室や講座等の開催を通じて、そこに参加する中で、人づくりやサークルづくりの芽を育ててきたものであることを念頭に、アウトソーシングを進めることとする。

二つ目でございます。今後の社会教育、生涯学習のさらなる振興を図るため、生涯学習課を中心として、施設との役割分担を行い、連携協力体制のもと、組織の育成、支援を行うこととする。

三つ目でございます。アウトソーシング先は、主に市民団体を想定し、利用している市民、右の方にお開きいただきたいと思います。2 ページでございます。を母体とした組織を立ち上げ、育成、支援しながら移行していくこととする。

3 番目でございます。社会教育施設等のアウトソーシング、上記の基本的な考え方を踏まえ、社会教育施設のアウトソーシングについては、その方向性を次のとおりといたしました。

中央公民館についてでございます。

方向性は、地区公民館のモデルとなる講座の開設、人を育てる事業等の推進を図る。

相手方、社会教育、生涯学習経験者や社会教育主事有資格者によって組織された市民活動団体。

手法でございます。指定管理者制度を活用した公設民営化。

次に、地区公民館でございます。

方向性につきましては、地域に密着した施策の展開等、これまでの機能と役割を継続しながら、地域におけるガバナンスの拠点施設とする。

相手方につきましては、地域に密着した既存の活動団体や、新たに組織された市民活動団体。

手法でございます。指定管理者制度を活用した公設民営化。

次に、市立図書館でございます。

方向性は、住民のマンパワーを生かした地域密着型の事業展開を図っていく。

相手方につきましては、非常勤職員を初め司書資格を持つ人材、ボランティア参加者等を中心に組織化された団体。

手法は、事務事業の一部業務委託化。これは PPP 方式ということで、下の方に記載されているとおりでございます。

次に、左側にまいりますけれども、生涯学習支援センター。

方向性は、多賀城市市民活動支援センター設置に向けての提言 ―― これは平成 19 年 3 月にございました ―― に基づき、所管を地域コミュニティ関係部署に移管し、生涯学習の情報拠点機能をあわせ持つ施設としていく。

相手方は、専門知識を有する市民で構成された活動団体ということです。

次に、市民会館でございます。

方向性は、複合施設であり、施設管理は中央公民館等と一体となったアウトソーシングを図るとともに、専門的ノウハウを持った団体に、芸術文化鑑賞等の企画・立案をゆだねていく。

相手方につきましては、施設設備や舞台関係の管理運営を担える民間企業。

手法、指定管理者制度を活用した公設民営化ということでございます。

次に、4 番目でございますが、実施時期の素案ということで、このようなことから、アウトソーシングの実施時期につきましては、素案として次に示すもののその受け皿となる団体・市民・ボランティアの育成、司書や社会教育主事などの有資格者の確保等々、これからの条件整備が急務となります。

平成 19 年度アウトソーシング業務の決定、アウトソーシング方法の決定。平成 20 年度、関係条例等の改正（案）決定。平成 21 年度、関係条例等の改正、アウトソーシング先の決定、指定管理者事前研修の実施。平成 22 年度、指定管理開始（現在の市民会館業務）。業務委託または指定管理追加（地区公民館業務）。平成 23 年度、ジョイントベンチャー（共同企業体）化。平成 24 年度、業務委託または指定管理追加（現在の中央公民館業務）ということで、当時としてはこのようなスケジュールを立てたところでございます。

5 番目でございますけれども、これまでの時系列的な流れということで、平成 16 年 5 月、「多賀城市アウトソーシング推進指針」が策定されております。平成 17 年 4 月、「NPO 法人多賀城市民スポーツクラブ」指定管理者ということで、これは体育施設でございます。平成 18 年 4 月、「実務者会議」設置、平成 19 年 7 月、「多賀城市教育委員会社会教育施設アウトソーシング推進指針（案）」を作成しております。平成 19 年 7 月 19 日、行政改革推進本部幹事会で協議をしております。このときに出された意見といたしまして、埋蔵文化財調査センターが位置づけされていないことと、それから事業の継続については生涯学習課が行うものとするが、今後の見直しの中で検討することと、教育委員会と市側との調整を図っていくこと、ということの意見が出されております。19 年 8 月 23 日、教育委員会にその他の案件として報告をしております。その際の意見として、アウトソーシングの方向性はおおむねよいと思うと。施設管理、運営等のサービスが低下しないような対策を講じていくことと。生涯学習、社会教育事業の低下を招かないよう、出前講座などの充実を図っていくことというふうな意見を、この当時いただいております。平成 19 年 8 月 29 日、平成 19 年度第 2 回行政改革推進本部で協議をしております。そのときの意見として、大量退職時代に向けたアウトソーシング時期の調整が必要ではないかと。それから、多賀城市市民活動支援センター設置に伴う組織の見直しというふうな、そういった話も出されております。

次に、6 番目でございますけれども、「多賀城市の教育」への掲載ということでございますけれども、ただいま申し上げましたような一連の流れを受けて、「多賀城市の教育」の中で、公民館の欄にアウトソーシングの文言を掲載いたしました。しかし、現在もこのアウトソーシングについては見直しを進めているというところでございます。

今後の流れでございますけれども、具体的な年次計画（案）を作成いたしまして、教育委員会に諮り、市長部局との調整を行って、議会への説明を行った後、市民へ公表いたしまして、団体・市民ボランティアを育成しながら、あるいは司書や社会教育主事などの有資格者の確保、そのような条件整備を行った上で、アウトソーシングを推進していきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○藤原委員

このページは何だか教育委員会の文書らしからぬ資料ですね。

私の最大の関心事は何かというと、きのうも言ったのですが、公民館といった場合に、公民館だけではないのですけれども、その施設そのものであると同時に、機関でもあるのだと。その機関の機能がアウトソーシングにされた場合、どのように保障されるのかということなのです。私のイメージからすると、教育長の手足をもう取り除いて、義手が義足にかえるようなものではないかという気がするのです。その機関としての教育委員会、機関としての公民館やいろいろな機能が、どういうふうに保障されるのかと、その点をまずお答えいただきたいと思えます。

○伊藤生涯学習課長

このアウトソーシングにつきましては、もちろん教育委員会としての権限と申しますか、そういったものは、それをやることによって失われるとかというふうにはちょっと考えてはございません。

○藤原委員

いや、例えば館長などはどうなるのですか。社会教育法の第 28 条などは、「市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する」などとなっているのですけれども、心配ないというのですけれども、何が心配ないのですか。要するに、生涯学習課長がすべてわかるのですか。例えば公民館でどういうことがやられているとか、図書館でどういうことがやられているかというのは、生涯学習課長が全部わかるような状態、そういうアウトソーシングなどをやっても、そういうふうになっているということなのですか。館長自身も職員ではないのでしょうか。その施設をアウトソーシングするということは、どうなのですか。

○伊藤生涯学習課長

ただいま委員の方からお話しありましたけれども、その辺の詳細な点につきましては、これからというのが正直なところでございます。

その辺まで詳細に検討しているということではございません。方向性を見出して、さらに、現在もそういった関係について検討している最中だというふうに御理解いただければと思います。

○藤原委員

ですから、私はそこが疑問なのです。とにかく、細かいところはわからないのだけれども、アウトソーシングということだけは決めてしまったわけでしょう。結論ありきなのです、結局。

私が、平成 19 年度の予算委員会で指摘したのは何だったのかというと、教育委員会サイドでほとんど議論されていないくて、いわゆる行革推進本部のところ、勝手にアウトソーシングとかと決めていると。それから、選挙管理委員会管轄であるその投票所の数を、17 だか 18 だかあるものを、九つだかにすると勝手に決めていると。それは越権行為なのだと、いうことを私は指摘したのです。

それで、教育委員会で議論をされていないことが、もうどんどん進んでしまっているというのが問題だと。それで、教育委員会でそういうことを指摘されたので、では、協議しましょうということをやったのだけれども、細かいことはわからないのだけれども、アウトソーシングだけは決めたと。つまりこういうことですね。それでは教育委員会の機能が果たされていないのではないですか。

それから、もう一つ、4 ページに、平成 19 年度 8 月 23 日、「教育委員会にその他の案件として報告」、報告事項なのですか、こういうことが。教育委員会でまさに決定しなければならぬ問題でしょう。なぜ、どの施設をアウトソーシングするとか、社会教育施設の社会教育機関を、どの施設をアウトソーシングするとか、しないとかということが、なぜその他の案件で、報告なのですか。まさにこれは教育委員会の責任として決めなければいけない問題でしょう。全然何と申しますか、行政委員会として独立しているという、何と申しますか、自覚がないのではないかと私は思うのですけれども、どうですか。

○鈴木教育部長

それでは、一つは、やはり教育機関としてのいわゆる公民館、いわゆる社会教育、教育機関としての機能については、当然これは教育委員会の所掌事務ということで、今後とも教育委員会が主体になって進めていかなければならないということで、この辺も内部でも、それから教育委員会の中でも指摘されておりますし、内部でも問題化しているということですから、この辺は今後とも注意しながら進めていかなければならないことだろうと思います。

もう一つは、8月23日の教育委員会の案件として、報告ということになっておりますけれども、これについては、報告というよりも、いわゆる教育委員会のアウトソーシングの推進指針について、説明ということで、その説明の中で、いわゆる教育委員会としては、サービスの低下をしないよう、それから生涯学習、社会教育の事業の低下を目指さないという前提のもとで、方向性としてはおおむね説明の中で了承されたということです。

ですから、具体的には、この教育委員会のアウトソーシング推進指針（案）が、具体的に煮詰まって、確定するその中で、教育委員会に改めて議案として提出して、了承を得るという仕組みに今後進めていかなければならないと思っております。

○藤原委員

聞いても回答が返ってこないの、余り質問する気もなくなったのですけれども、いずれにしても、その教育委員会の機関としての機能が、どのように維持されるのかということについてはよく見えません。

ただ、今後の日程を見ると、平成20年度中に関係条例等の改正案決定などというのが出てきますから、これからも議論する機会があると思うので、こちらもいろいろ検討していきたいというふうに思っています。

ただ、私が予算委員会のときにあれだけ問題にして、そして何も報告もないものですから、ああ、慎重に検討しているのだなと思っていたら、こっそりとこんなものを決めていて、そして、しかも、ことしの4月に文教厚生常任委員会に対する所管事項の報告があったのでしょうか。そのときも報告していないでしょう。そういうのはなかったですか。文教厚生常任委員会の所管事項の報告、そのときも何ら報告もしないで、その決算委員会で聞かれて、ようやく、実は、というのは、余りにもひど過ぎると。その辺についてどう思っているのか、ちょっと、しかるべき方から意見を聞きたいのですけれども。

○鈴木教育部長

確かに説明はしておりません。ごらんのとおり、8月29日に行革本部でもいわゆる課題等々がありまして、これがその後、教育委員会、特に生涯学習課の組織などが大分動きまして、その後、この問題については中断しているという状態ですので、中身について具体的に定まったものが、方向性としてはありますけれども、定まったものが確定されていないという現状でしたので、改めてその辺は、この辺がある程度きちんとした形になりましたら、説明するという事なのかと思ひまして、先般の文教厚生常任委員会の中では、説明をしておらないというのが現状でございます。

○藤原委員

あと1点だけ。3の、社会教育施設等のアウトソーシングの中で、市立図書館だけは、これ形式的には市の直営を維持するというふうに理解しているのですか。

○伊藤生涯学習課長

市立図書館につきましては、ここに PPP 方式というふうな手法を用いまして、市民の方々と協働によりまして、その市民の方々の活力を生かしながら、直営を保つといたしますか、そういうふうな方向性ということでございます。

業務の一部、一部といたしますか、できるところは、その市民団体の方にお願いをしていくというふうなことになります。

○竹谷委員

まず基本的なことをお聞きします。アウトソーシングの関係でいきますと、平成 24 年、市民会館、中央公民館、大代地区公民館、山王地区公民館がアウトソーシングでは 24 年をめぐりにしておりますけれども、これでいきますと、もう 22 年度においては、現在の市民会館の業務を委託、業務委託または指定管理に追加すると。早まった理由、今回の教育委員会で検討して、なぜこれが早まっていったのか。

それから、先ほどからずっと藤原委員の質疑を聞いておりました。きのうから。まさしく教育委員会は不親切でございます。114 ページ、教育委員会の会議の開催が載っております。この議案審議案件で、アウトソーシング事項は一つも載っておりません。大変重要な課題である教育委員会で、重要案件として成果の中に挙げていないということは、私は、藤原委員が指摘するとおりでと思います。その辺についてはどのように考えていますか。

あわせて見ました。226 ページを見ましたら、社会教育委員会、これはどうしているのかということで、今、調べてみましたら、ここでは 11 月 30 日金曜日に、「社会教育施設等のアウトソーシングについて」ということを議題にしている。少なくとも教育委員会の母体で、重要議案として議論したというものを報告しないで、社会教育委員会でやりましたという報告をしている。これをどういうふうに見たらいいのか、社会教育委員会の方は社会教育施設だから、優先するのだというものの発想なのか、教育委員会は社会教育委員会の、私は上部機関であるというふうに見ておりました。並行機関なのか、その辺はどのような認識でこういうような掲載になっているのか、その 3 点についてお伺いしたいと思います。

○鈴木教育部長

一つは、教育委員会の中に、いわゆる審議事項として入っていないということですが、先ほども申しましたとおり、説明ということで、まだ議題として審議ということではないので、掲載されなかったということでもあります。

その前段として、社会教育委員会については、決定機関ではないということで、方向性を示すということで、とりあえず社会教育委員会の中では、方向性について御説明をしたという中身でとらえていただければと思います。（「年度の早まった理由」の声あり）

これは、当初、多賀城市の平成 16 年 5 月に示されたアウトソーシングの指針に基づいて実施されていると思いますので、そして市民会館については、早まったという考え方では、ちょっと思っておりませんでした。

○竹谷委員

部長、今の教育委員会と社会教育委員会の関係、あなたの答弁はおかしいですよ。教育委員会では、あなたは先ほど説明では、8 月 23 日だというのでしょ、教育委員会は。この問題を。報告にしろ、教育委員会としてのアウトソーシングの基本的な姿勢をここで決めたのでしょ。これを受けて、社会教育委員会は 11 月 30 日に、教育委員会の報告、いわば教育委員会の、決定なのかどうか分かりませんが、受けて、ここでこういう方針で、教

育委員会としては方向性を固めたので、皆さんの御意見はということでお聞きしたのではないかと思うのです。流れとしては、私はそう思うのですけれどもいかがですか。それをまず先に。

○鈴木教育部長

そうですね。先ほども申しましたとおり、教育委員会については、今までの平成 16 年 5 月に示された市のアウトソーシング指針に基づいて、それを受けて、教育委員会として部内で担当者、それから施設長も含めて審議したということがありますので、教育委員会としては、その後いろいろな行革幹事会等においても、さまざまな意見をいただいて、また、正式にその中身が煮詰まっていなかったということですが、方向性として、教育委員会の中に今後このような形で進めたいということでの、案として教育委員会に説明して、その方向性としては了承された。その了承されたことをもって、社会教育委員会の方々にも、いわゆる方向性として今後このような形で進めると、もう当然課題、問題等がありますので、その辺も踏まえて社会教育委員会の中で説明をして、方向性を確認したということですので、一連の流れとしては、私としては、その方向性かなと思いますけれども。

○竹谷委員

いや、これはやっても水かけ論ですので、私はあとこれ以上言いませんが、少なくとも、先ほど言った私の認識であれば、114 ページにあるこの教育委員会の運営というこの項目に、少なくともアウトソーシングの問題を議題として上げたということ、私は載せるべきだと。これは筋だと思う。そして、それを受けて、社会教育委員会で、その教育委員会でお話した旨を、旨として、ここで社会教育施設なので、説明をして、御意見をいただいたと。

そうすると、この経過の中に、平成 19 年 8 月 29 日でとまってしまっているのです。4 ページ。そうしますと、この 11 月 30 日を受けて、少なくとも教育委員会で再度協議をしながら、方向性をもう一度確認するという手はずになるのではないかというふうに、流れとしてはそういうふうにやるべきではないのかというふうに私は思うのです。そういう流れ方は間違いですか。

○鈴木教育部長

すべてが間違いということではないと思いますけれども、流れとしては、そのような方向性も一つの流れとしてはあるということで、ただ、先ほども申しましたとおり、8 月以降の記入については、生涯学習課の組織の改編とか、御存じのとおり、生涯学習課が生涯学習支援センターからこちらに移ったというようなことで、内部的に相当の事務作業量が生じたということで、その後、このような形になっているということです。

ただ、今後のあり方としては、当然、この指針に示されているとおり、方向性が決定されておりますので、今後、時期を見ながら、組織体制も固めながら、進めなくてはならないのかと思っております。

○竹谷委員

先ほどの平成 24 年の問題、部長、私はその資料を持って言っているのです。アウトソーシングの。我々への説明で、資料がここに手元にあるので、早いのではないですかと、なぜ早まったのですかと言いましたら、いや、あなたは早まっていないと言うので、ではそれならそうなのかと、私が持っている資料が間違いなのかと。

そういうのも、きちんと合わせて、説明してもらわなければ、なぜそういうふうに早めていったのか、早める要因は何なのか、まず、いい悪いは別として、そういう問題をまずやらなければ。その中で中身に入っていくって、社会教育施設として社会教育を進める中であって、いいのか悪いのかという議論になっていくと思います。

それから、これは検討する中で、一つだけお話ししておきます。アウトソーシングを出したときには、平成 18 年度からやろうということを出したのですが、このときに、「人件費の単位は、多賀城市民スポーツクラブの平均の 290 万円を引用する」と書いています。これはとてもじゃなく引用できませんから。これをまともに受け取ると大変なことになりますから、この辺もはっきりと位置づけをしていかなければ、私はまずいのではないかと。これをやるから、人件費が減るからやろうという発想は、私は間違っていると。そういうものではなく、ここにもありますように、こうやることによって、こういう社会教育がより一層推進していくのだという基本的な指針を明らかにしながら、この問題を進めていかなければ、私は大きな問題が出てくるのではないかというふうに思いますので、ここでその回答は要りませんが、24 年というものになって、2 年早くなったということはどういうことなのかを、今答弁できないと思いますけれども、多分資料を持ってきていないので、答弁を求めても無理かもしれませんが、その辺も含めて総合的に判断をしながら、進めていくべき課題ではないかと思います。

藤原委員の言う、懸念する点は、私も多少あります。ですから、ただ「やるのだ」ではなく、こういう理念で、こういうふうにするので、公民館活動をもっとより大きく発展していくのだと、社会教育活動が発展していくのだ、文化センター運営によって、このことによって、こういう発展をしていくのだというものを、やはりきちんと方向性をつくって、その方向性をつくるのは教育委員会で作って、社会教育委員会の意見を聞くなら聞いて、きちんとしたもので、やらなければいけないというよりも、まず何をを目指すのかということ議論して、進めていくべき問題ではないかというふうに指摘をしておきたいと思いません。

○佐藤委員

私も、スケジュールが早まっていたのでびっくりしたのですが、ちょっと現場、地域の、多分アウトソーシング先にされるのではないかというところの雰囲気やちょっとお話ししておきますと、大代の館長などから、いろいろな会議のたびに、そういう雰囲気を感じ取ってはいました。

しかし、その地元の人たちが、そのことについてどのように考えるかとか、どのように対応していったらいいのかというのは、非常に無理があるというふうに思いますよ、雰囲気を感じていると。コミュニケーションがきちんとやはり、大代だと対象は大代 5 区の区長さんを含めて、さまざま役員をしている人たちの中で、いろいろな会話がされるのだというふうに思うのですが、そういう意味では、地域におけるガバナンス、そのガバナンスの概念なども含めて、本当にじっくり話し合っていくって、そしてそのアウトソーシング先を決めていかないと、地域のガバナンスなどは吹き飛んでしまって、コミュニケーションを壊してしまうというようなことにも、つながりかねない感じがします。それは、その仲が悪いとかいいとかではなくて、きちんと情報を共有して、そのガバナンスの理念を共有することから、皆さんに始めていただかないと、協働ということがなかなか難しいなというふうに思うのです。その辺もあわせて、一緒に時間をかけて進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。（「答弁は」の声あり）いいです。

○昌浦委員

私も竹谷委員と同じように、資料7の114と126ページのことでちょっと質問しようと思ったのですが、竹谷委員がすべてなされたので、別な件で。

いわゆる社会教育法の第20条から42条まで、公民館の定義が書いてあるのです。法の中で。それで、今、御説明の中で、2ページに書かれているのですか、中央公民館、相手というのか、方向性の下の相手方、社会教育、生涯学習経験者や社会教育主事有資格者によって組織された市民活動団体と。

これは、社会教育主事というのも、この社会教育法の中に定義づけされているのです。余り社会教育主事の資格を持っている人というのはいないのですね。具体的に今、聞くものでもないのかと思うのですが、どういふことを想定して、この社会教育、生涯学習経験者、これはどういふことなのでしょう。

○伊藤生涯学習課長

ここで相手方としておりますのは、生涯学習経験者ということで、実際に活動なされた経験のある方、あるいは現在活動なされている方とか、そういうふうな形で想定をしているところでございます。

○昌浦委員

それは字づらでお話ししているだけであって、実際やっている方というのは、これは市民の方でやっている方なのですか。あるいは、どこかの、いわゆる生涯学習のいろいろな機関で、職員として働いた人、そういうことを想定しているのか、より具体的に、ここだけ1点聞いておかないと、アウトソーシングそのもののすべてがこの中に溶結されているので聞いているのです。

○伊藤生涯学習課長

特にこういった方々ということで限定しているわけではございませんで、そういった経験をなされた方々が、そういった方なども含めて、組織化された市民の活動団体ということでの位置づけということでございます。

○昌浦委員

わかりました。そういうことなのですから、そうすると、8月23日に教育委員会、その他の案件で報告して、「施設管理、運営等のサービスが低下しないような対策を講ずること。生涯学習、社会教育事業の低下を招かないような出前講座」、出前講座というのも何ですけれども、「などの充実を図ること」となっているのですね。これは恐らく教育委員さんから、こういうふうなコメントが述べられていると思うのですが、いわゆるアウトソーシングもいいのですけれども、社会教育法に書かれておる目的から始まる法の精神に合致するようなアウトソーシング、これがされていないと、これはアウトソーシング失敗ということになってしまうと私は思うのです。

つたない経験ですけれども、私も、公民館と言われるところに席を置いたことがあるので申し上げているのです。

最後になりますけれども、いわゆる最後ですか、教育委員会に諮り、市長部局との調整を行い、議会に説明を行った後、議会の議員さんからの意見を持ち帰って、②、①に再度諮って、もう1回③に来ると、こういう形で練って、アウトソーシングに進めていっていたきたいということを、聞きましょう。こういう手順を踏むのかどうか。

○鈴木教育部長

まさしく、そのような方法で進めなければならないものだろうと思っております。

○昌浦委員

今までは、当局の案ががちんこになってしまって、コンクリートで固まって、議会に説明されて、議員たちが言っても、なかなかそのところをうまく反映できていないなどという感じがあるのです。いわゆるアウトソーシングというのは、対市民との最前線なのです。社会教育施設にいらっしゃった方はすべて経験していると思うのです。この中にもいらっしゃると思いますけれども。直接市民と向き合うのです。市役所本庁におられて、市民の方がおいでになるのとはまるっきり違いますから。本当に本音で向き合うところ、逆を言えば、多賀城市職員として、市民と一番接点をして、いろいろなことを学び合える、職員としても学び合える、市民も学び合える、そういう場であるということ、深く、深く認識して、アウトソーシング化していただきたいと、これは要望にとどめておきますが、肝に銘じていただきたいと思います。その辺、よろしくをお願いします。

○森委員長

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

- 国民健康保険特別会計（歳入歳出一括質疑）

○森委員長

次に、平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計決算に入ります。

先日で説明は終わっておりますので、これより直ちに歳入歳出一括質疑を行います。

○藤原委員

資料 7 の 159 ページなのですが、資格証明書の交付に係る納税相談というのがあります。対象者数が 34 人ということは、その資格証明書を発行した件数が 34 件だったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○鈴木収納課長

そうでございます。

○藤原委員

これはあれですか、年度末の数なのですか。

○鈴木収納課長

その後に、納税相談とか、市の方に国保税を納めていただいた方もいらっしゃいますので、現時点では 29 世帯でございます。

○藤原委員

この 29 人なのですが、資産のある方はいらっしゃるのですか。多分、差し押さえをばんばんやっているのです、資産のある方はいないのではないかと思います。資産のある方はいるのですか。

○鈴木収納課長

個々にその世帯のものを調べてはおりませんけれども、世帯の状況については調査をしております。

○藤原委員

この資格証明書を発行している世帯の中で、お年寄りがいるとか、子供さんがいるとか、そういう世帯はないのですか。

○鈴木収納課長

ございます。それでは、その 29 世帯の内訳を説明させていただきます。

まず、1人世帯が 20 世帯ございます。夫婦だけの世帯が 2 世帯でございます。世帯主と父親の世帯が 1 世帯、世帯主と子供だけの世帯が 5 世帯、うち、小学生がいる世帯は 1 世帯でございます。それから、夫婦と子供の世帯が 1 世帯、うち子供は中学生が 2 名でございます。

○藤原委員

資産があるかないかというのはわからないと言いましたか。差し押さえをやっているところは、皆差し押さえでやっているの、ほとんど資産がない人でしょう、この人たちは、違いますか。

○鈴木収納課長

ほぼそのとおりでございます。

○藤原委員

それで、特に問題になっているのは、お年寄りがいる世帯、それから子供さんがいる世帯、そういうところに資格証明書を発行して、子供が病院になかなか行けないでいると。それがもう社会問題になっていますね。厚生労働省からも、そういう世帯がないか調査をなさいということで来ているでしょう。いまだにそういう子供さんがいるところにも、資格証明書を出しているのですか。

○鈴木収納課長

出しております。また、厚生労働省の方からも、先ほど委員からありましたように、その内容について照会も来ております。

ただ、うちの方といたしまして、すべての世帯にその資格証明書というか、保険証をやらないということを目的や目標にしているわけではございませんで、その世帯が納税相談においでをいただければ、それから納付計画というのですか、それを出していただければ、保険証をお出しする予定にしておりますが、連絡をしても一向においでいただけないと、そういう実態でございます。

○藤原委員

いや、だからといって、子供まで巻き添えにしていいのかという問題なのです、これは。厚生労働省が調査に乗り出した考えというのはそういうことでしょうか。それは、皆さん方が腹が立つような人もいますでしょう、それは。だからといって、「あなたの親が悪いから、あなたが病院に行けなくてもしょうがないのだ」と子供に言えるのですか、ということなのですよ、これは。厚生労働省の調査というのはそういうことだったのではないですか。

違いますか。なぜ厚生労働省が、子供がいる世帯に対して資格証明書を発行しているところはないか、という調査に乗り出したと思うのですか、あなたは。

○鈴木収納課長

委員御指摘のとおりだと思います。したがって、先ほども申しましたように、うちの方に納税相談においていただければ、お出しすることは可能でございます。

○藤原委員

ですから、そのとおりだと言いながら、私の意見を否定しているのですよ、あなたは。そのとおりでしたら、子供がいるところには資格証明書を出してはだめなのです。厚生労働省の調査の意味はそこにあったのですよ。今、社会問題化しているのですよ、これは。

子供がそういう状況に置かれるのは、それは親の責任ではあるけれども、親が悪いからといって、子供の健康まで、命まで奪う権利があるのかと、役所に。本当にこれは社会問題化しているのです。ですから厚生労働省が調査しているのですから。何か、「委員おっしゃるとおりでございます」と言いながら、全然理解もしていないし、厚生労働省の調査の意味も理解していないのではないですか。子供がいても、資格証明書を出して何が悪いという態度ですよ、あなたの態度は。それは今の政府の見解からも著しく後退しているのではないかと思います。再度、どうですか。

○鈴木収納課長

御指摘を受ければ、そういうようになるかもしれませんが、何度も申しますように、その納税者たる方が、ぜひうちの方に来ていただければ、資格証明書ではなくて保険証を交付することも可能ですので、ぜひおいでいただくことを我々は願っております。

○藤原委員

では後で、この件について、市民経済部長と市長の意見も聞きますけれども、今、政府から来ている調査の中身をちょっと詳しく報告してもらえませんか。どういう中身で政府からの調査が来ているのですか。

○鈴木収納課長

お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、どのくらいの資格証明書を出して、どういう世帯なのかという調査でございます。その中には、子供さんが含まれているのかどうかという内容でございます。

○藤原委員

課長は、あくまでも親が悪いのだと。だから子供がいるところに資格証明書を出して何が悪いのだと。あくまでもそういう態度ですよ、課長は。市民経済部長はどういう見解なのですか、市長はどういう見解なのですか。

○坂内市民経済部長

ただいまの委員の質問でございますけれども、今、収納課長で言ったように、その調査の内容ということで、子供が資格証明書を発行している中に、どういう世帯があるのかという調査ということで認識してございますので、何回も言いますが、またこれを言うと、平行線をたどると思うのですけれども、やはり納税というのは、納税されて初めてお

のおの、この多賀城市に住んでいる方、住民の方がサービスを、今、こういうふうに生活してられるのも、その納税の関係ということでとらえていますので、その点をひとつ御了解願いたいと思います。

○澁谷総務部長

（「市長ですよ、市長」の声あり）私も当時担当させていただいたのですが、基本的には、資格証明書の部分については、委員おっしゃるように、子供のいる世帯については、ほとんど皆出しているとは思いますが、今、収納課長が言ったように、私どもの方で、まずそういう問題があるので、出したいのだけれども、まず家庭の状況なり収入の状況なりというのをきちんと知りたいので、納税相談に来てくださいということで、お話ししているわけです。それで連絡して、連絡もつかない場合には、自宅に訪問なりして、できるだけ会うようにしているのです。ですが、会えない場合はどうすることもできないということで、ですから、私どもの方では、やむを得ないので、それは資格証明書の発行もできません。どういう状況かというのが、結果としては出したいのですが、出せないというのが、今、収納課長が言ったような内容だと思うのです。

ですからこそ、来ていただければ、逆に言うと、委員がおっしゃるような人が、直接お話しして、連れて来ていただければ、いろいろなお話ができて、結果として出せる部分だと思うのですが、ですから、私どもの方では、出せないということを言っているわけではないと思うのです。

そして、やはり権利と義務の関係で、やはり親はその部分をきちんと果たしていただき、役所としてもできるだけ出してやりたいというのが本音ですので、やはりこちらも一生懸命出したいのですが、それにこたえてもらえなかったらどうするのですか、ということになってくると思うのですが、それはやはり親の責任ではないかと思うのですが、できるだけ私どもの方も出したいという、収納課長が言っているのは、そういう意味でずうっと言っていると思うのですが、役所としても、市長から言われていることからすると、やはりそういう精神で（「わかった、わかった」の声あり）やってくださいということになっていますから。

○藤原委員

いや、見事に意思統一されていますね。全く同じ意見です。皆さん方は。

例えば、親が子供を虐待している家がありますね。子供の虐待。それはやはり親の責任で、子供がどうなってもしょうがないのですか。私は一種のこれは親の児童虐待だと思いますよ。本来、保険料を払わなければいけないのに払わないで、子供がぐあいが悪くても病院に行けない、これは虐待の一つだと思います。

その一般的な虐待の場合に、役所はどういう対応をするのですか。子供に、「あなたの親が悪いのだから我慢しろ」と言うのですか。あなた方が言っているのは、つまりそういうことなのですよ。親が悪いから、子供から保険証も取って、何が悪いのだと、あなた方が言っているのは、ですが、一般の虐待の場合には、そういう対応はしないのです。親の虐待から子供を守る措置をやるでしょう、役所の責任として。あの一般的な虐待に対する対応はどうするのですか、保健福祉担当。

○相澤保健福祉部長

では、担当課長が、一般会計が終わりましたので、ちょっと退席しましたので、私がかわって御説明申し上げます。

一般の虐待の関係については、通報などがあつたり、御相談があつた場合については、窓口といたしましてこども福祉課が担当します。それでいろいろと状況をお聞きして、それなりにあと関係機関との調整を図りながら、解決に向かっております。

そういうことで、学校関係、学校に入っている方ですと、学校の先生方、それからあと、警察関係を要するとすれば警察とか、いろいろな関係機関との調整を図りながら、よりよく解決の方向を見出すために一応協議をしていきます。

○藤原委員

丁寧に説明がありましたけれども、要するに、一般の児童虐待の場合には、役所の責任として、親からその子供を守る措置をとるのです。今答弁したことはそういうことですね。「あなたの親が悪いのだから、我慢しなさい」と、子供にそういうことをやるかと、違うでしょう。端的にお答えください。もう一回。

○相澤保健福祉部長

ある程度、隣近所とか、学校から来る場合については、ある程度その状況を把握して、親ともお会いします。（「端的にお答えください」の声あり）親の状況を把握しながら、解決に向けて一応いろいろ関係機関と調整をしております。

○藤原委員

ですから、一般の虐待の場合には、役所の責任としてそういう対応をとるのです。なぜ国税保稅の場合は、「あなたの親が悪いのだ」ということで済まされるのですか。総務部長。

○澁谷総務部長

何回も言うようですけれども、私どもの方で、子供が病気になっている部分を知らんぷりするとかなんとかということとはございませんので、前、私も担当させていただいたときに、藤原委員の方から、手術するとかなんとかということで、滞納した人がいましたけれども、その人は資格証明書の発行だったのですけれども、相談されたときに、きちんとその辺を対応したと思うのです。

ですから、ちゃんと私どもの方は状況がわかれば対応しますと、収納課長が言っているわけで、それを何か全然対応していないというような言い方というのは、職員に対し物すごく失礼ですよ。このように職員が一生懸命やっているわけですから、きちんと認めてやってくださいよ。

○藤原委員

ちょっと、今の総務部長答弁を市長、どう思いますか。

○森委員長

総務部長、落ち着いて発言をしていただいて、感情的にならないように。双方感情的にならないように、藤原委員も。平行線のような気がします（「いやいや、平行線ではないですよ。市長の答弁」の声あり）

○鈴木収納課長

申しわけございません。ちょっと市長の前に、一言だけ言わせていただきたいと思います。

実は、本年、私、収納課長になりましてから、1件、救急車で、老人の方でございますが、やはり滞納を平成15年からしております、資格証明書の方がおりました。その方は救急車で運ばれて病院に行きましたところ、保険証がないということで、うちの方に連絡がございました。それで、向こうの方では、お金がないようなのだが、何とかならないだろうかということで、うちの方の職員が短期保険者証を持ちまして出向きまして、その方はそのまま手術か何か、治療をしたということで、そういうふうに対応しております。

連絡をいただければ、我々は別に血の通ったことを、本当に冷血なことをしようとしているのではなくて、ぜひ連絡をいただければ、幾らでも対応できるということで、御理解をいただければと思います。

○藤原委員

まあ、平行線といえば平行線ですね。ただ、私が言いたいのは、一般的な児童虐待の場合には、役所が、公的機関が介入して、子供を守る措置をとるのですよ。一般的なきには、

親が保険料を払わないというのは、これはやはり児童虐待、老人虐待の一種なのです。そういうふうにとらえるべきなのです。

これは、やはり社会問題化してきたので、学校に子供が来ると、「あなたはぐあい悪そうだね」と、「いや、保険証がないのだ」と、ふらふらしながら学校に来ると、そういう子供がいっぱい出ていると。全国的にそういう話になっています。ですから、厚生労働省が調査に乗り出したのです。私は、その政府の意図を全く理解していない、皆さん方は、見事にそれは意思統一されていますよ。市長は慎重だから、なかなか答弁に立とうとしないけれども、結局そういうことなのです。

それで、今、全国でどういう対応をすところが出てきているかという、資格証明書の発行というのは、役所からの縁切り宣言なのです、これは。縁切り宣言。ですから、これは予算委員会のおきにも私、紹介したのですけれども、福岡の市役所で、物すごい資格証明書を発行したのです。私、テレビで見ましたけれども。しかし、資格証明書の発行では収納率にも全然貢献しないと。ですから短期保険者証を発行して、例えばそれが使われているとすれば、実際に住んでいるという確認をする、そして、できるだけ接触する機会を持つような努力をし始めて、そういう方向に変えたのだという福岡市役所の担当の方がテレビで話していました。そういうところが今ふえてきているのです。

皆さん方の発想は全然進歩がないですね。私は、やはり政府の意図を酌んで、きちんとこれは皆さん方の対応を改めていただきたいということを申し上げまして、私のこの国保の質疑は終わります。

○森委員長

ほかに。では、あと伏谷委員だけでよろしいですか。

では、休憩に入りたいと思います。11時15分まで、12分間の休憩とします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○森委員長

委員おそろいでございますので、再開をしたいと思います。

○伏谷委員

資料7の163ページの、保健衛生普及に要する経費の1番目の、国民健康保険優良家庭の表彰とございますが、こちらの内容を、3年間の無診療の24世帯に対する表彰の方法と、1年間のその171世帯への方法というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

お答え申し上げます。

まず、3年間無診療でございますが、平成19年度で表彰をするわけでございますが、表彰する場合、その前の3年間、その1世帯の中で、どなたも病院にかからなかった世帯に対して表彰しております。

あと、1年間につきましては、前年度1年間、その世帯において、どの方も病院にかからなかった家庭を表彰させていただいております。

○伏谷委員

その表彰というのはどういうふうになさっているのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

1年間の世帯につきましては、郵送で、1,000円相当の図書券を差し上げております。それから、3年間無診療の世帯につきましては、市役所の方においていただいて、感謝の言葉を述べさせていただくと同時に記念品を差し上げております。

ただ、正直申し上げまして、この24世帯の方にすべて御案内差し上げますが、出席率は低下してございます。したがって、この伝達方法を、この事業そのものをちょっと考えなければいけないかという気持ちも、若干持っております。

○伏谷委員

表彰ということは、かなり多賀城市に対して、その病院にかからなかったということで、これはありがたいという意味だと思うのです。表彰という意味では、私も実際、去年、おとしでしたか、国保の封書が来まして、ずうっとあけなかったのです。何だろうなと思っていて。そのまま1年間経過しまして、たまたまあけてみたら、多賀城市長名で、この1年間、無診療だったということで、1,000円の図書券をいただきました。

ただ、やはり表彰という意味合いで行うのであれば、もうちょっと明記も大きく、171世帯の1,000円とはいうものの、もう少し、何といいますか、「ああ、ではあと1年頑張ろう」というような気持ちになるような、表彰方法でもいいのかなと、もうちょっとPRも含めて、やはり行ってもいいのではないかと若干思いましたので、よろしく願い申し上げます。

○鈴木国保年金課長

現在、図書券を発送させていただいておりますが、前はテレホンカードを使った時期もございました。そのテレホンカードの図柄を表彰状にしたりした経緯もございます。

ただ、今、テレホンカードは普及しておらない状況下になって、やむを得ずと申しますか、図書券に変わってきている経緯がございます。

さらにそういう工夫をしなければならぬと、そのような気持ちは、今、おっしゃっていただいたように自覚しておりますので、少し勉強させていただきたいとそのように思います。

○森委員長

ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

- 老人保健特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○森委員長

次に、平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計決算について説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 8 の準備をお願いいたします。40 ページでございます。

初めに、平成 19 年度老人保健特別会計決算資料に基づいて御説明申し上げます。

1、受給者数（年度平均）でございます。国保と社保の合計欄で申し上げます。75 歳以上が 4,333 人、障害認定者が 283 人、合計が 4,616 人、対前年比が 96.5%であります。

次に、右側の表 2、給付額の内訳でございます。これも合計欄で申し上げます。一部負担金が 3 億 6,873 万 9,412 円、老人保健負担金が 38 億 8,147 万 1,180 円、総医療費が 42 億 5,021 万 592 円であります。

その下の表 3、老人保健負担金の内訳でございますが、基金交付金は所要額が 20 億 8,567 万 7,774 円、収入額が 20 億 9,030 万 7,000 円、差し引き 462 万 9,226 円が返還金になるものであります。

国庫負担金は、所要額が 11 億 9,698 万 3,996 円、収入額が 11 億 8,857 万 2,530 円、差し引き 841 万 1,466 円が追加になるものであります。県負担金は、所要額が 2 億 9,924 万 5,999 円、収入額が 3 億 41 万 8,308 円、差し引き 117 万 2,309 円が返還金になるものであります。その他収入は、第三者行為に係るもので、収入額が 31 万 7,050 円であります。一般会計繰入金は、所要額が 2 億 9,924 万 6,001 円、収入額が 2 億 6,627 万 6,828 円、差引額が 3,296 万 9,173 円であります。過年度収入は、前年度の追加分で 4,138 万 639 円であります。

次に、4、総医療費の内訳でございます。一番下の合計欄で申し上げます。国保の件数が 13 万 5,698 件で、費用額が 36 億 1,514 万 6,175 円、社保の件数が 2 万 4,850 件で、費用額が 6 億 3,506 万 4,417 円、合計の件数が 16 万 548 件で、費用額が 42 億 5,021 万 592 円であります。対前年度比は件数が 98.6%、費用額が 102.9%であります。

次に、資料 5 の準備をお願いいたします。24 ページでございます。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費については、各節の執行残でございます。

2 款 1 項 1 目医療給付費から 3 目高額医療費までは、先ほど資料 8 で御説明申し上げましたとおりでございます。

4 目審査支払手数料、次の、3 款諸支出金、次のページにまいりまして、4 款予備費については、各節の執行残でございます。

次に、同じ資料の 20 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目医療費交付金 1 節現年度分で、予算現額 21 億 2,075 万 4,000 円に対し収入済額 20 億 9,030 万 7,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 目審査支払手数料交付金 1 節現年度分で、予算現額 1,800 万円に対し収入済額 1,625 万 7,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 款 1 項 1 目医療費負担金 1 節現年度分で、予算現額 11 億 5,805 万 4,000 円に対し収入済額 11 億 8,857 万 2,530 円でございます。

2 節過年度分で、予算現額 1,000 円に対し収入済額 3,969 万 5,248 円でございます。これは平成 20 年 3 月に追加交付の決定があったことによるものでございます。

2 項 1 目臨時財政調整補助金で、予算現額、収入済額とも 130 万 6,000 円でございます。

3 款 1 項 1 目県負担金 1 節現年度分で、予算現額 3 億 475 万 1,000 円に対し収入済額 3 億 41 万 8,308 円でございます。

2 節過年度分で、予算現額 1,000 円に対し収入済額 168 万 5,391 円でございます。これも平成 20 年 3 月に追加交付の決定があったことによるものでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金で、予算現額 3 億 7,664 万 6,000 円に対し収入済額 2 億 7,488 万 7,033 円でございますが、これは医療費等に相当の伸びがあったものの、繰入金はこの金額で済ませることができたものであります。

5 款 1 項 1 目繰越金で、予算現額、収入済額とも 1,476 万 7,000 円でございます。

6 款 1 項 1 目延滞金と、次のページにまいりまして、2 目加算金は、収入がありませんでした。

2 項 1 目第三者納付金で、予算現額 13 万 7,000 円に対し収入済額 31 万 7,050 円でございます。これは 3 件分であります。

2 目返納金で、予算現額 1,000 円に対し収入済額 360 円でございます。これは 1 件分で、過誤調整に係るものであります。

3 目過年度収入は収入がありませんでした。

4 目雑入で、予算現額 1,000 円に対し収入済額 5,732 円でございます。これは非常勤職員の雇用保険に係るものであります。

次に、主要な施策の成果に関する説明書でございますが、これは、老人保健特別会計の場合、先ほどの議会関係資料で主な説明を申し上げさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○森委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

- 介護保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○森委員長

次に、平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計決算について説明を求めます。

○永澤介護福祉課長

それでは、平成 19 年度介護保険特別会計決算の説明をさせていただきます。

まず、平成 19 年度は、第 3 期事業計画の中間年に当たり、特に制度改革はございませんでした。

本市の事業状況については、まず、平成 18 年度において市直営 1 カ所でスタートしました地域包括支援センターを、平成 19 年度から 3 カ所に増設し、中央地区は市直営、西部地区と東部地区を民間事業者へ委託しております。

地域密着型サービス事業所としましては、平成 19 年 6 月に小規模多機能型居宅介護サービス事業所のみが開設しております。

また、第 3 期事業で創設された介護予防事業については、平成 19 年度の新たな事業として、高齢者が日常生活の場で、積極的に介護予防に取り組んでいただくために、介護サポーターを養成し、現在各地域で活躍していただいております。

資料 8 の準備をお願いいたします。41 ページをお願いいたします。

平成 19 年度介護保険特別会計説明資料に基づいて説明申し上げます。

まず、保険事業勘定でございます。

表 1、の被保険者数につきましては 1 万 414 人、前年度比 4.17% の増加でございます。要介護認定者数は 1,406 人、前年度比で 2.85% の増加でございます。被保険者数と比べ、低い増加率となっております。次に、要介護等出現率は 13.5% と、わずか 0.17 ポイントではございますが、介護保険制度開始以来、初めて前年度を下回りました。これは、平成 18 年度に介護予防給付が制度化されたことにより、認定者になる前から、虚弱高齢者を対象に予防事業が導入されたことによる効果もあると考えております。

次に、介護サービス利用者数及び利用率についてですが、どちらも前年度より増加しております。

次に、表 2、月平均の要介護認定者数でございますが、要介護度別に見ると、要支援から経過的要介護の方々を合計すると、前年より約 25%増加しております。その反面、要介護 1 の認定者は前年度より約 31%の減少となっております。この要支援者や要介護 1 の変化は、平成 18 年度の制度改正の影響が大きいものと考えています。

一番下の欄、認定者計でございますが、認定者合計では 1,406 人と、前年度より 39 名の増加となっております。

次のページをお願いします。

表 3-1、居宅介護（予防）サービス利用者数でございます。一番下の利用者計の欄の右端、居宅利用者合計で、前年度より 43 人の増となっております。この居宅介護サービスには、有料老人ホーム等の利用者も含まれており、その数は前年度より 10 名ほどふえております。

表 3-2、地域密着型介護（予防）サービス利用者数についてですが、これは介護が必要になっても、できるだけ住みなれた地域で生活がしたいといった、高齢者の要望にこたえるために、平成 18 年度に創設されたものでございます。

認知症対応型共同生活介護、これはグループホームでございますが、利用者が 9 名増加しておりますが、グループホームが地域密着型サービスに位置づけられたために、本市にあるグループホームの平成 18 年度以降の新規利用者は、本市被保険者に限られることになったために増加したものでございます。

また、冒頭でもお話ししましたが、平成 19 年 6 月に小規模多機能型居宅介護事業所ができて、平均 7 名の利用者がございました。

次に、表 3-3、施設サービス利用者数では、介護老人福祉施設、これは特別養護老人ホームでございますが、の利用者が前年度から 5 名減っております。特別養護老人ホームについては、大型の施設指定が難しい状態にあることから、8 月 25 日の河北新報に、「県内の特養待機者 1 万人超」と報道がありましたように、全県的に不足の状態でございます。同調査について、本市分を本年 4 月の給付実績で確認した結果、待機者は総数で 144 名、内訳は、在宅の方が 54 名、老健施設利用者が 66 名、その他の施設入所が 24 名、そのうち特別養護老人ホームに既に入所されている方が 8 名でございました。

次に、43 ページ、表 4-1、現年度分の介護保険料収納状況でございます。平成 19 年度の調定額は、被保険者数の増加により、5 億 642 万 7,379 円と前年度から 2,617 万 7,906 円増加しました。収入額は 4 億 9,531 万 7,823 円、前年度から 2,511 万 2,833 円増加しました。未還付額は 120 件、58 万 3,289 円でございますが、8 月末現在では 9 名、4 万 5,380 円となっております。収納額は、収入額から未還付額を差し引いた金額でございますが、4 億 9,473 万 4,534 円、前年度から 2,475 万 5,124 円増加しました。未収額は 1,502 件、386 人分で 1,169 万 2,845 円となっており、収納率で前年度を 0.17 ポイント下回りました。

表 4-2 は、滞納繰越分の介護保険料収納状況でございますが、平成 19 年度の調定額 1,664 万 883 円に対し 346 万 5,959 円の収納額でございました。不納欠損額は 443 万 4,510 円で、介護保険法第 200 条の規定により、2 年以上経過の時効による 179 名分を不納欠損処分したものでございます。収納率は 20.83%と前年度を 3.06 ポイント下回っております。

収納率向上の取り組みにつきましては、平成 19 年度においても前年度同様、督促状による納税勧奨を行うとともに、未納の方には延べ 1,184 件の対象者を職員が訪問し、229 万 350 円を徴収したところでございます。

次のページをお願いします。

表 5、介護給付状況でございます。各サービスについて、全体的に 42 ページで説明した各サービスの利用者数の変化に応じて、給付費が増減しております。また、特定入所者介護サービス費は、施設利用者等、これは 3 施設の利用者、ショートステイ、デイサービスの食費、居住費について、低所得者の方に補足給付を行うものですが、対象者は 5 名ほどふえております。

表 6、審査支払手数料では、現物給付分については大きな変化はありませんでしたが、高額審査分では単価が 10 円下がっております。

○岡田健康課長

次に、表 7、地域支援事業の状況でございます。この事業は、平成 18 年度から新たに創設された事業でございます。

初めに、特定高齢者介護予防事業についてでございますが、特定高齢者は、住民健診の基本健診等において、生活機能評価を行い、その結果に基づいて要介護認定者に該当するおそれのある虚弱な方々をいいますが、そうした方を対象にした事業でございます。平成 19 年度の特定高齢者年間発生数は 524 人で、昨年度より 416 人ふえてございますが、これは平成 19 年度に国の特定高齢者とする評価基準を変更し、ハイリスク者を多く取り込む基準に変えたことによるものでございます。

次に、要介護状態にならないようにするための予防教室についてでございますが、教室としましては、昨年度から実施をしております運動機能向上を目的とした転倒予防教室や認知症予防を目的とした脳イキイキ健康教室などに加え、閉じこもりの方を対象にした教室など、昨年度の倍の 8 教室を開催いたしてございます。

この参加者についてでございますが、生活機能評価に応じて、個別の介護予防ケアプランを作成し、本人の選択によりプランに基づいた事業を実施することとなっておりますが、教室を選択した方が 90 人でございました。この事業は始まったばかりで、まだ定着していない実情等もございまして、自分にはまだ必要ないなどの理由で、断られる方もおられまして、参加者をいかに多くしていくか、今後の課題となっております。

次に、予防教室参加者の改善者数でございますが、38 人でございました。昨年度と偶然にも同じ数値になってございますが、昨年と比べて改善率が大幅に下がっております。これは、平成 19 年度から国の評価基準が変更になったことや、短期間の実施では改善が困難な閉じこもりなどの方を対象にした事業が、加わったことなどによるものと考えております。

次に、一般高齢者介護予防事業についてでございますが、65 歳以上のすべての方と、その支援のための活動にかかわる方々を対象に行う事業でございます。介護予防講演会や水中ウォーキングなどの高齢者教室を開催いたしてございます。また、先ほどもございましたが、平成 19 年度から新規事業といたしまして、介護予防事業支援のための活動にかかわる人を養成するために、介護予防サポーター養成講座を開催いたしております。おおむね 40 歳以上で 70 歳未満の方を対象に開催いたしました。49 人が参加をいたしまして、全員が修了しております。その後、自主的な会を結成いたしまして、サポーターとして各地区での介護予防事業に積極的に活動をいただいております。

なお、各教室の詳細につきましては、資料 7 の 180 から 181 ページに掲載されておりますので、御参照いただきたいと思います。

○永澤介護福祉課長

次のページ、表 8、給付費に係る国庫等歳入状況でございます。年度の下に記載してあります数字は補助基本額で、表 5 の、介護給付費と表 6 の審査支払手数料のうち、現物給付分を加算し、平成 19 年度に被保険者から返還された高額介護サービス費 2 万 3,723 円を差し引いたものでございます。各負担金の括弧書きのパーセントが法定負担割合で、補助基本額に各負担金の割合を乗じたものが必要額となります。19 年度の概算交付による受入額と必要額の差額については、翌年度に精算いたします。

46 ページをお願いします。

表 9、地域支援事業に係る国庫等歳入状況でございます。これも同じく年度の下に介護予防事業と包括的支援事業等がございますが、介護予防事業は、特定高齢者及び一般高齢者を対象にした介護予防事業費でございます。

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営経費でございます。事業に対する国庫負担金等の割合は括弧書きで記載しているとおりでございます。また、介護給付費と同じく、各項目の必要額が決算後に確定した額でございますので、受入額との差額につきましては、翌年度に精算をいたします。

以上で介護保険事業勘定を終わらしまして、47 ページをお願いします。

介護サービス事業勘定について説明申し上げます。

平成 18 年度の制度改正により、認定区分が細分化され、認定者の中で介護予防サービスを受けることにより、予防効果が期待できる方々については、要支援 1、2 に認定することになっております。これらの要支援者の介護予防ケアプランは、地域包括支援センターで作成することが義務づけられており、対象者の状態に応じた筋力向上、栄養改善、口腔機能向上等の予防サービスを受けられるようなケアプランが作成されます。

要支援 1、2 の認定者は 79 名で、前年度より少なくなっております。これは冒頭で申し上げましたとおり、地域包括支援センターを 3 分割し、中央地域包括支援センターだけが直営となったその対象者でございます。

また、予防プランの作成については、約半数の 342 件を民間の居宅介護支援事業所に委託したところでございます。

以上で保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の説明を終わらせていただきます。

資料 5 の準備をお願いいたします。35 ページをお開き願います。

歳出から説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は各節の執行残でございます。繰越明許費 4,000 万円は小規模特別養護老人ホーム補助金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費は、47 万 4,136 円の不用額でございますが、その主なものは、郵便料、手数料の執行残でございます。

3 項 1 目介護認定審査会費は各節の執行残でございます。

4 項 1 目運営協議会費は 19 万 5,000 円の不用額でございますが、運営協議会の開催回数
が予定より少なかったことによるものでございます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から、次のページをお願いします。3 項 1 目特定
入所者介護サービス等給付費までの保険給付費につきましては、一括して説明申し上げま
す。

平成 19 年度では、保険給付費の総額を 21 億 5,221 万 8,000 円と見込んでおりましたが、
給付実績が 21 億 4,063 万 8,859 円となりましたので、給付費全体の不用額は 1,157 万
9,141 円となったものでございます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費では、1 項 2 目地域密着型介護サービス等給付費
へ 150 万 8,000 円、2 項 1 目高額介護サービス費へ 41 万 6,000 円をおのおの流用させ
ていただいております。なお、内容につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、
省略させていただきます。

次に、3 款 1 項 1 目財政安定化基金拠出金については、拠出金の執行残でございます。

次のページをお願いします。

4 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費は 341 万 4,888 円の不用額でございますが、主なも
のは、8 節報償費、予防教室の講師謝金の執行残でございます。

次に、2 目一般高齢者施策事業費は 34 万 9,104 円の不用額でございますが、主なものは、
1 目と同様に 8 節報償費でございます。

2 項 1 目包括的支援事業費の、次のページをお願いいたします。扶助費については、成年後
見制度市長申し立ての際の医師鑑定料でございます。裁判所で対象者の精神状態について
確認する場合に必要なものですが、平成 19 年度の対象者は市の記録等で確認すること
ができたために、支出はございませんでした。平成 19 年度に行った市長申し立ては 1 件で
ございます。

2 目任意事業費については、家族介護慰労金を支給する事業ですが、平成 19 年度内に対象
者がいなかったために、支出がなかったものでございます。

5 款 1 項 1 目は基金積立金でございます。

6 款 1 項 1 目利子は支出がありませんでした。

7 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金は、還付金の執行残でございます。

2 目償還金については、平成 18 年度支払基金の精算返還後の端数でございます。

2 項 1 目他会計繰出金は、市負担金の精算による執行残でございます。

2 目介護サービス事業勘定繰出金は支出がございませんでした。

8 款 1 項 1 目予備費についても支出がございませんでした。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

29 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 節現年度分は、予算現額 4 億 9,440 万 1,000 円に対し調定額 5 億 642 万 7,379 円、収入済額 4 億 9,531 万 7,823 円、収入未済額 1,169 万 2,845 円、収入済額中、還付を要する額は 58 万 3,289 円でございます。

2 節滞納繰越分は、予算現額 403 万 8,000 円に対し調定額 1,664 万 883 円、収入済額 346 万 5,959 円、不納欠損額 443 万 4,510 円、収入未済額は 874 万 414 円でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節督促手数料は、予算現額 8 万 9,000 円に対し収入済額 8 万 9,900 円でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分は、予算現額、収入済額ともに 3 億 8,712 万 3,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がございませんでした。

2 項 1 目調整交付金 1 節現年度分は、予算現額 6,198 万 2,000 円に対し収入済額は 5,946 万 9,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1 節現年度分は、予算現額、収入済額ともに 468 万 6,000 円でございます。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1 節現年度分は、予算現額 1,403 万 6,000 円に対し収入済額は 1,403 万 6,490 円でございます。

4 目事業費補助金 1 節介護保険システム改修事業費補助金は、予算現額、収入済額ともに 165 万 6,000 円でございます。

5 目地域介護・福祉空間整備等交付金は、予算現額、調定額ともに 4,000 万円に対し収入にありませんでした。これは当該交付金に係る補助事業の繰り越しによるものでございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、次のページをお開きください。1 節現年度分は、予算現額 6 億 6,717 万 1,000 円に対し収入済額は 6 億 5,905 万 7,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 目地域支援事業支援交付金 1 節現年度分は、予算現額、収入済額ともに 581 万円でございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分は、予算現額 3 億 1,232 万 9,000 円に対し収入済額は 3 億 1,232 万 8,000 円でございます。

2 節過年度分については収入がありませんでした。

2 項 1 目財政安定化基金交付金は収入がありませんでした。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1 節現年度分は、予算現額、収入済額ともに 234 万 3,000 円でございます。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1 節現年度分は、予算現額 701 万 8,000 円に対し収入済額 701 万 8,245 円でございます。

6款1項1目利子及び配当金は、予算現額48万1,000円に対し収入済額は54万1,309円でございます。

7款1項1目一般会計繰入金1節介護給付費繰入金は、予算現額2億6,902万円に対し収入済額は2億6,757万352円でございます。

2節地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、予算現額234万3,000円に対し収入済額は187万7,145円でございます。

3節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、予算現額701万8,000円に対し収入済額は701万8,245円でございます。

次のページをお願いします。

4節その他繰入金は、予算現額7,257万7,000円に対し収入済額は6,801万267円でございます。

2項1目介護保険事業財政調整基金繰入金は、予算現額4,381万6,000円に対し収入済額4,381万4,900円でございます。

3項1目介護サービス事業勘定繰入金は、予算現額、収入済額ともに57万3,000円でございます。

8款1項1目繰越金は、予算現額364万1,500円に対し収入済額364万500円でございます。これは後期高齢者医療制度対応のための介護保険システム改修事業の平成18年度からの繰り越しによるものでございます。

9款1項1目第1号被保険者延滞金は、収入がございませんでした。

2項1目市預金利子は、予算現額1,000円に対し収入済額は4万3,855円でございます。

3項1目第三者納付金については収入はありませんでした。

2目返納金は、予算現額1,000円に対し収入済額は2万3,723円でございます。

3目雑入は、予算現額117万2,000円に対し収入済額は128万9,824円でございます。その内容は、塩釜地区消防事務組合返還金117万2,884円が主なものでございます。

次に、45ページをお開き願います。

以上の結果、介護保険特別会計保険事業勘定の実質収支でございますが、歳入総額23億4,680万4,000円、歳出総額23億4,341万4,000円、歳入歳出差引額339万円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額339万円を、決算御承認いただければ、全額介護保険事業財政調整基金に繰り入れるものでございます。決算積み立て後の介護保険事業財政調整基金の平成19年度末実質保有額は2億2,932万円となる予定でございます。

次に、介護サービス事業勘定の説明をさせていただきますので、48ページをお願いします。

歳出から説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、事務用消耗品、公用車燃料、事務連絡用郵送料の執行残でございます。

2款1項1目介護予防支援事業費は、介護予防プラン作成委託料の執行残でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰出金は支出がございませんでした。

2 目保険事業勘定繰出金は全額繰り出しております。

4 款 1 項 1 目予備費は支出がありませんでした。

次に、歳入の説明をします。

前に戻っていただいて、46 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス等計画費収入は、予算現額 267 万円に対し収入済額は 288 万 4,000 円でございます。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金、2 項 1 目保険事業勘定繰入金、3 款 1 項 1 目雑入については、いずれも歳入がございませんでした。

それでは、50 ページをお願いいたします。

以上の結果、介護サービス事業勘定の実質収支でございますが、歳入総額は 288 万 4,000 円、歳出総額は 192 万 1,000 円となり、歳入歳出の差引額は 96 万 3,000 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額 96 万 3,000 円を、決算御承認をいただければ、次年度に繰り越すものでございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

なお、事業成果の説明については、先ほど資料で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

○森委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。わかりました。

○藤原委員

昼休み中に、下水道会計の元利償還金額とその財源内訳の当初決算比較表を出していただきたいのですが、よろしくをお願いします。下水道の質疑の前にですから、昼休み中に用意してください。

○森委員長

では、午後 1 番にでも配っていただければというふうに思いますけれども。

では、これよりお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時といたします。よろしくどうぞお願いします。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 0 時 59 分 開議

○森委員長

委員皆さんおそろいでございますので、再開をいたします。

午前中に引き続き、多賀城市介護保険特別会計決算についての質疑を続けてまいりたいと思います。

○柳原委員

資料 8 の 43 ページの、表 4-1 の保険料収納状況なのですが、これで平成 19 年度が保険料が 2,600 万円ほどふえているのですが、これは激変緩和措置の関係でふえたのかどうかということをお聞きします。

○永澤介護福祉課長

平成 19 年度は 18 年度から比べて 2,600 万円、約 5%程度ふえておりますが、その要因といたしましては、最も大きいのが、前の 41 ページ、一番上の被保険者数、ここで 4.17%ふえております。ですから、激変緩和措置の経過措置による部分も多少はあるかと思いますが、主なものはこの被保険者の増加によるものと考えております。

○柳原委員

私も何人かの方から、介護保険料が高くなったということをおっしゃられたのですが、実際に保険料がそんなに変わっていないということなのですが、何か市民の方から、そういう保険料が上がったのではないかというような、そういう相談などというのはなかったでしょうか。

○永澤介護福祉課長

実は、8 月に約お二人の方から、そういった内容の相談を受けたのですが、その方々は年金から天引きされている方でございます。

実は、4 月、6 月、8 月に年金から引く保険料額というのは、2 月に引いた保険料をそのまま金額を引くものでございますから、例えば、収入、所得の変動が生じてしまった場合、その部分の保険料の調整が 10、12、2 月の 3 カ月で調整されるわけでございます。ですから、前の 3 カ月と後ろの 3 カ月で金額が違う方が発生します。そうしますと、年額では変わらないのですが、保険料が上がって見えたり、下がって見えたりというような方が、私がお話しいただいたお二人でございました。

○柳原委員

わかりました。年額では余り変わっていないということですね。

それでは、次に、やはり年金から保険料を引かれるという方は、大変年金が下がっている中で引かれるということで、非常に大変なわけなのですが、それで、今、基金の積立金が 2 億 2,000 万円ほどあるということなのですが、それは見込みよりも今、積立金がふえているということによろしいのでしょうか。

○永澤介護福祉課長

そのとおりでございます。

○柳原委員

積立金が見込みよりも今ふえているのであれば、その積立金を取り崩して、少しでも保険料を下げるというようなことができないのかと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○永澤介護福祉課長

平成 17 年度末で、第 2 期の末でございますが、約 1 億 6,000 万円であったものが、今年度末では約 2 億 3,000 万円弱、ですから、20 年度も入れればもっと大きくなる見込みです。

この分については、第 4 期の保険料の方に充当し、皆さんからいただく保険料を下げる方向に働くものと考えております。

○柳原委員

わかりました。幾らかでも保険料が下がるということは、非常に市民にとってありがたいことなので、ぜひこれは幾らかでも多く下げられるように頑張っていたきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○松村委員

2 点お伺いいたします。

まず 1 点は、資料 7 の 181 ページ、先ほどの説明の中に、特定高齢者に対して介護予防を目指して、いろいろな活動を市独自でやられていると。それで、ボランティアとかサポーターの育成をやって、その効果があらわれたのではないかという御説明がありました。その内容が一般高齢者施策事業費の中に入っていると思うのですが、ここの中で、このサポーターの方の具体的な活動は、例えばどのような形でこの活動に携わっているのか、お教えいただきたいと思えます。

○岡田健康課長

お答え申し上げます。

介護サポーターの活動の場所なのですけれども、特定高齢者を対象にした転倒予防教室などを行ってございますけれども、そこに参加をしていただいたり、あとは地域の中で、地域の健康相談とか、そういう健康づくりの、健康教育のというふうなことで、この間、保健推進員を中心とした、地域で行っているそういう健康相談会などに来ていただいて、その運動の場面での協力をいただいたり、あとはサポーター独自に地域で、区長さんなどとも協力をいただきながら、そういう高齢者の方が集まってくるような場を、地域の中で設定していただきまして、そこで運動のことを皆さんに伝えていくというふうなことで、いろいろな活動の範囲としては、たくさん活動していただいております。

○松村委員

現在四十数名ですね、決して十分な数ではないと思うのですが、今後またその育成というのは行っていく予定はございますか。

○岡田健康課長

この事業は、一応目標といたしましては、各地区に 3 名から 4 名のサポーターが充足するような数というふうなことで、計画を立てておりまして、今年度も 3 期生の養成を終わりました。それで 25 名の方が修了いたしまして、平成 19 年度の皆さんと一緒に活動をやっている状況でございます。

○松村委員

ありがとうございました。ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

では、2点目なのですが、177ページのあたりに関連すると思いますが、居宅介護サービス等の給付費の件ですが、現在、介護サービス事業者に対して、本市の方から、最近、マスコミなどでもいろいろ取りざたされておりますけれども、そういう事業者に対しての苦情とか、平成19年度はありましたでしょうか。もしありましたら、何件ありましたかお教えいただきたいと思います。

○永澤介護福祉課長

介護事業者に関する苦情については、宮城県で取りまとめる分、これは年1回で、ちょっとだいたいま資料は持っておりませんので、県内のすべての事例について載ります。それから、国民健康保険連合会、これは年に何回来るのかちょっとわかりませんが、その2系統で苦情の実際にあった内容、どういうふうな処理をされたのかという情報は、私どもに流れてきております。

○松村委員

県などでまとめているということですが、直接県に行くということはないと思うのです。多分市の方に来て、相談があって、それであと最終的には県の方でまとめるのだと思いますが、市の方でそういう苦情受け付けというのはございませんでしたか。

○永澤介護福祉課長

市に対する苦情の受け付け、何件かはあります。（「何件でしょうか」の声あり）私がわかっているのでは1件はわかっております。

○松村委員

平成19年度は1件ということでございますね。わかりました。

○森委員長

訂正ありますか。介護福祉課長。

○永澤介護福祉課長

済みません。私がわかっているのは平成20年度の1件で、ちょっと平成19年度については、申しわけございません。わかりません。

○松村委員

平成19年度はわからないということで、なかったのかと思います。平成20年度で1件、今のところ承知しているということなのですが、本当に市民が安心して事業者を、やはり信頼するしかないわけですから、サービスを受けられることということが、大変望ましいことであると思いますので、やはり市は、きちんとその辺、県もですけども、監督していかなければならないのかというふうに思います。

ところが、実は、先日、市民の方からこのような声がありました。近所で、ひとり暮らしの方がいるが、自分たちから見ると、どうしても認知症のようなのだと。介護サービスが入っているようだが、ひとり暮らしはとても無理ではないかと思われる、心配なので、ちょっと見ていただけないかという御相談がありました。

それで、実は私はすぐ行って、本人に会ってみました。私の素人目から見ても、やはり同じように感じました。そのとき、たまたまその介護サービスを行っている事業者の方が、私が行っているときに来ましたので、私も、地域の方がこういうお話をしているの

でということで、経緯を話し、私から見てもひとり暮らしは無理ではないかというようなお話をしました。

そうしましたら、このサービス事業者の方は、いや、この方はひとり暮らしの方がいいというお話で、やはり認知症というか、施設に入れるというよりは、ひとり暮らしがいいという、そういうお話でありました。

でも、私としては、素人ですし、専門家がそういうふうに言うのではあるけれども、とても心配なので、実はこの方の、富山に息子さんがいらっしゃるのです。その方に電話で現状を話して、来ていただいて、見ていただきましたら、この事業者に対していろいろ疑問に思われるようなことが、さまざまな実態が明らかになりました。その件で、その方が市の方に相談はしたと思います。それが先ほどの1件ということかというふうに思いますが、その点、市で受けていると思いますけれども、その内容というのはどのような内容だったのか、また、どのような回答をされたのかお教えいただきたいと思います。

○永澤介護福祉課長

細かい内容となりますと、ちょっと個人情報にさわりますので、ひょっとするとその方に結びつく可能性がありますので、その細かい内容については御容赦いただきたいのですが。

ただ、こういったやはり事業者と被保険者のトラブル、これはやはり想定をしておかなければならないことでございます。やはりこういう事例が出た場合には、緊急速やかに解決に当たれるよう、私どもも今後努力してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○松村委員

個人情報でお話しできないということでありますけれども、それで、私が聞いたことには、県の方に御相談くださいというような話をされたと伺っていますが、そのとおりでしょうか。

○永澤介護福祉課長

はい。そして県の方にも相談に行かれたのは把握しております。

○森委員長

松村委員、個人情報にかかわることに関しては、なかなか答えられないと思いますので、その点を斟酌していただいて。

○松村委員

個人情報ということなので、本人が一応了解ということで、お話しはしているのですがけれども、私、内容をここで言ってしまうと、個人情報になってしまうのかどうかあれですけれども、私から見れば、確実に事業者としてこれはやってはいけないことと、どなたもが話を聞けばわかるようなことを実際やっておりました。

そういうことから、やはり市としては、当然市民が安心してそういうサービスを受けていくためにも、きちんとした監督責任があると思うのですがけれども、ほかにそのことに関して、県に相談するようには言われたと思いますけれども、市としてはその後、何かこのことに関して、ほかの方はどうなっているかとか、そういうことというもので調べたりとか、そういうことはしましたでしょうか。

○永澤介護福祉課長

その件については、まだ調査しておりません。

○松村委員

やはり早急に事実を調べて、きちんと手を打って、管理監督の責任をしていくというのが、行政の役目ではないかと思えます。県の方でも、今いろいろ調査しているようでありますけれども、やはりそれがあってこそ、市民も安心して、信頼して、行政にお願いできるということだと思えますので、ぜひこれは早急に調査していただいて、もしほかにも同じような、もしかしたら被害者、私たちはそう思っていますけれども、そういう方が出ないようにするためにも、していく責任というのがあると思えますけれどもいかがでしょうか。

○永澤介護福祉課長

その件に関しては、今後十分に注意して当たりたいと思えます。

○佐藤委員

資料 8 の 41 ページ、要介護認定者数のところで、わかりやすく、簡単でいいですから、要支援から要介護 5 まで、どういう身体的特徴の方がこういうところに当てはまるのか、わかる方、お答えください。

○永澤介護福祉課長

この要支援 1 から要介護 5、これは明確な規定はございません。これは体の状態、認知の状態、そういったものがすべて組み合わせられて、要介護、この判定がかかるものですから、例えばこういう人というふうなお話をしていただければ、わかるのかもしれませんが、これを明確にはちょっと、言葉では非常に難しいので、そういうことで申しわけございませんが、ちょっとこの場で明快には。（「右往左往してるよ」「答弁続けていただければ」の声あり）

要支援 1 というのは、要介護認定等基準時間が 25 分以上 32 分未満、（「えっ、何と」の声あり）要介護認定等基準時間が 25 分以上、（「済みません、わかりました。いいです」の声あり）

○佐藤委員

もうちょっとわかりやすく説明できるものであればいいのですけれども、何か皆さん、時間がかかりますから、いいです。

この中で、要介護の介護度が重くなるにつれて、人の手もかかっているし、いろいろな世話にもなっていると思えますので、基準すれすれのあたりのことを私は今から言いますけれども、こういう中で、要支援から要介護 1 か 2 ぐらいまでの間の中で、生活保護をもらって暮らしている方は何人ぐらいいるかわかりますか。

○永澤介護福祉課長

給付を受けている者といえますと、資料 7 の 179 ページをごらんください。この一番下、2 款 2 項 1 目 1 の、高額介護サービス費支給に要する経費というのがございますが、その上段、公費振替分高額介護サービス費、これが生活保護を受けている方に該当する項目でございます。（「済みません。人数は、月平均という、どういう見ているのか」の声あり）約 27 人、おおよそ。（「件数が人数ですか」の声あり）

○佐藤委員

済みません。手数をかけさせて。あらかじめ聞いておけばよかったのですが、ちょっと質問がまとまらなかったものですから。それで、こういう中で、ひとり暮らしを望んでいない人という把握は常になさっていますか。

○永澤介護福祉課長

ひとり暮らしを望んでいない方ですか、その調査についてはしておりません。

○佐藤委員

主には生活保護のケースは、私、具体的には1人いらっしゃるのですが、軽い介護度で、あるいは要支援とか支援ぐらいの中で生活保護をもらっている方は、お金の関係でほとんどひとり暮らしだと思っております。しかし、心の中ではひとり暮らしは非常に不安だと思っているはずなのです。いつ自分が倒れても、もう1人で死んでいて、3日も4日もわからなかったらどうしようというような思いを抱えて、いつも暮らしていらっしゃるのです。そういう中で、生活保護のケースワーカーなどにも訴えながら暮らしているのです。具体的に言うと、私のところにもう電話がかかってくるし、御近所のところにも毎回、毎日ぐらい電話がかかってくるし、何とかしてほしいと、どうにもならないのはわかっていて、寂しいのでそういうふうに電話をかけてよこすのですが、しかし、支援が1か2か、あるいは介護1ぐらいで、なかなか人の目も手も及ばないという状況の中で、助けを求められて、駆けつける人はその都度、大変だと言いながら、その人の役に立つことを喜んでやっているわけですが、果たしてその隙間をどうやって行政が埋めていくのかということが、今非常に問題になっているのではないかとこのように思うのですが、ケースワーカーの方には、とにかく四六時中いてちょうだいと私は言っているのです。その人の気持ちにこたえるのは、ケースワーカーが毎日顔を見せることなのです。そうすると安心するのです。しかし、そんなこともできないという中で、彼女は施設に入りたいと訴え続けている中で、生活保護が費用の関係で入れないというところでは、どこの課がどうしろというふうに、なかなか判断できないと思うのです。そうすると、その生活保護の課と、それから介護保険のところ、定期的に、それも頻りに、その状況をやりとりしながら、その人をどうしたらいいかという仕組みをつくっていかなければならないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○相澤保健福祉部長

その点につきましては、生活保護受給者につきましては、そういう身体的に不自由で、介護認定をいただいている方等については、1人で生活できないということは、グループホームに入ったりとか、身体的にもうどうしようもなく、動けなくなったということになれば、県の施設の東山荘に入れるとか、いろいろなことで、生活保護と、あとそういうグループホームなどに入れる場合については、介護とケースワーカーとの調整は図っていると思いますが、今後もより密に協議を図りながら、一応対応していきたいと思っております。

○佐藤委員

図っていないから、私、ここ2年ぐらい、その人から何回も電話が来るのですよ。やっていないからだと思います、私は。それで、まあ、いろいろな人が顔を見ればいいのだと思って、その隣近所の人でも顔を出し、私も顔を出し、あるいはそのシルバー人材センターのそういう方たちの力もかりながら、顔を出しているのですが、やはり一定の80を過ぎた高齢の女性のひとり暮らしというのは、それなりの生きてきた経験もありますし、そういうところではなかなか難しいと、その人の要望におこたえすることしかないのです、解決する方法は。

そうすると、やはり頻繁にそういう情報をやりとりする仕組みを大至急つくってください。そして、この27人の対象者のお年寄りの気持ちを酌みながら、介護保険の精神をぜひ生かすような、そういう仕組みをつくっていただきたいというふうに思いますが、部長。

○相澤保健福祉部長

定期的に連絡調整会議等を開けるようにしていきたいと思っております。

○佐藤委員

ではよろしくお願いいたします。

まだ、私はどうなのだと。「来年10月になったら私は首つるよ」と言われているのですよ、私。その人に。本当に大変なのですから。真剣になって対応策を考えていただきたいと思います。具体的なことは、ここまで言えばわかると思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、資料5の32ページ、地域支援事業交付金（介護予防事業）で、この評価はどこかに出ていましたか。評価は大体どんなふうになさっていますか。

○森委員長

佐藤委員、もう一度お願いできますか。

○佐藤委員

資料7の180ページ、介護予防事業で予防教室の評価です。

○岡田健康課長

介護予防教室全体の評価というふうなことで、例えば、一つ一つちょっとそれぞれの、「いいです、大ざっぱで」の声あり）平成19年度に関しましては、転倒予防教室、お達者じゃ脳教室、栄養教室につきましては、改善率もよかったのですけれども、元気回復こもらないで事業につきましては、改善率がなかなか見られない人もいたというふうなことで、絶対的には、対象者によって、改善がなかなかうまく進まないというふうなこともございます。

元気回復こもらないで事業につきましては、閉じこもりなどの人が多いというふうなこともございまして、改善率になかなか結びつかなかったというふうなことで分析をいたしております。

○佐藤委員

どこかに集まっていたいてやるということなので、なかなか外に出たがらない人もいますし、そういうふうに集まるのが嫌いだというような方もいたりして、大変だというふうに思うのですけれども、鴻の池公園に介護の、お年寄り向けの遊具が設置されたということで、どの程度の利用率か、その評価はどうなのかと思ひまして、まだよくわかっていないようでも、基本的な、何か一定の大きさの公園には、高齢者向けのそういう、外に出て、ベンチにぼうっと座っているだけでなく、少し緩やかな運動ができるような、そういう施設もそろそろ各地に展開していったらいいのではないかと、あわせて、この介護予防対策として、道路公園課だけの仕事ではなくて、介護のお仕事としても検討をやってはいかがなものかと。どこかに集めるということではなくて、自分で行って、運動するという、そういう動機づけというか、そういうツールも必要ではないのかというふう

に思いますので、ぜひその辺の話し合いもしながら、介護予防教室の強化をしていただきたいと思います、教室といいますか、介護予防の強化をしていただければと思います。要望です。お返事はいいです。

○相澤委員

資料 8 の 44 ページ、7、地域支援事業の状況の中に、改善者数 38 名、平成 18 年度も 38 名とありますが、この 38 名についてお聞きしますが、どのようなことをやられて 38 名の改善者が出たのか、教えていただきたいと思います。

○岡田健康課長

特定高齢者を対象にした教室での改善ということで、38 名ですけれども、教室のそれぞれの中身のことでよろしいでしょうか。その方の弱っているところ、例えば運動機能が弱っている、それから栄養改善が必要だ、それから口腔機能がどうというふうな、そういった対象別に分けた教室を行ってございます。そして、その中で評価を、最初にする前と、それから教室が終了したときに、どのような状態になっているかというふうな評価をして、この改善数を出してございます。

○相澤委員

この数字がかなり大きいすばらしい数字なのかどうかということは、私はわからないのですが、私は、個人的には、ああ、すばらしいことだなと思って、さらに具体的なことということで、今お聞きしたのですが、多分に、こういうことを直接やられる方は、先ほど松村委員が聞いていました、介護サポーターの方々もかかわっているのかと思います。

それで、先ほど 49 名で、あと二十数名が新たにというお話があって、合わせると 70 名ちょっとぐらいかなと。そうすると、地区で 3 ないし 4 名いればというお話でしたけれども、その方を入れてもまだ目標の半分ぐらいですね。ですから、このサポーターを養成するということが、非常に近々は大事な事業かということでお聞きしていましたが、現状の 49 名のサポーターの、もし差し支えなければ、大体何歳ぐらいの方が、そして男女比で大体どれぐらいかというのがおわかりになれば、教えていただきたいのですが。

○岡田健康課長

男女比では、圧倒的に多いのはやはり女性でございます。それから、あと、年齢的には大体 60 台前後かなというふうな。若い方も今年度も結構入ってきてございますけれども、大体 60 台とか 60 歳前後ぐらいかというふうに、感覚的ですけども。

○相澤委員

私が想像したと同じようなお答えかなと思います。というのは、どうしてもこういうことは女性の方が多くなりますし、年齢も、要するに現役を離れた方が中心なのかという感じで、それで、前の議会のときに、私も一般質問で、東北学院大の地域構想学科のことについて紹介させていただきまして、質問の中に入れてさせていただいたのですが、要するに、学生が永和台という地区、あの学院大の近くにある地区をアンケート調査して、いろいろ調べたら、最初はそのデータを見て、お年寄り是非常にがっかりしたのだけれども、その学生の実態の実習と一緒にやって、半年したら、思った以上に自分のメタボも変わったし、体力もついてきたということで、お互いに、学生も喜んだし、お年寄りも喜んだという実例を紹介させていただいたのですが、今後、本市は学院大と連携をとっておりますけれども、要するに、サポーター養成のために、そういうことも考えていらっしゃるかどうかお聞きしたいのですが。

○岡田健康課長

もう一度ちょっと確認しますが、学院大との連携を図りながらというふうなことでしょうか。現段階では特には考えてはおりませんけれども。

○相澤委員

課長としてはそういう返事かなと思います。これは全庁的に、あるいは市長公室等がリーダーシップをとって連携して、今後の見通しを立てていくのかと思います。それは市の方針が決まった上で、受けられるのはむしろ担当課の方だと思いますので、むしろこれからの政策なり方針として、そういうことも視野に入れて、要するに、今のお返事ですと、大体高齢の方がサポーターになっていたり、女性がサポーターになっているというのが現実なので、本当は理想からいえば、若い人で、男の人たちももっともって入っていただきたいという思いが、その裏に隠れていると思うのです。ですから、それをきちんとフォローするのが政策ではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

学院大とはそういうふうに、前にもお話ししましたが、調整会議なども定期的に持つということがございますので、そこには各部長も入っていただいておりますので、間口を広くして、連携できるものは連携して、そのような事業にも取り組んでいきたいとこのように考えてございます。

○阿部委員

高齢者を代表して。資料7の182ページ、地域包括支援センターに関することですが、業務委託の内容につきまして、一つは、高齢者世帯への訪問件数とありますね。これは、お元気ですか訪問事業とはまた別なのかということが一つです。

それから、チラシ配布枚数 5,000 枚、どのような方法で配布したのか。まず 2 点伺います。

○永澤介護福祉課長

御質問の訪問件数は、これはお元気ですか訪問とは重複しておりません。お元気ですか訪問で発見した要介護に近い方々については、直ちに地域包括支援センターの方に連絡が回りまして、そこは通常の元気な方々と、介護の必要な方々のすみ分けはしております。

2 点目、申しわけございません。チラシをどういった方法で配布したのかは、ちょっと掌握しておりません。

○阿部委員

この間、高橋地区の敬老会におきまして、「広報たがじょう」4月号、「高齢者の相談窓口がより身近になります」ということで、地域包括支援センターの仕事についての広報をしていますね。非常にいい内容なのです。これを、約 100 名ぐらいおりましたが、「これを見た方、手を挙げてください」と言ったら、たった 3 名しかいなかったのです。たった 3 名。

何を言いたいかというと、このことをよくわかっていない高齢者がいっぱいいるのではないかと、こういうふうに思ったのですが、この辺の周知の仕方について、もう少し力を入れてやる必要があるのではないかとこのように思ったのですが、それについてどうですか。

○永澤介護福祉課長

その件につきましては、こちらでも意識しております、ちょっと3款の話になってしまっていますが、お元気ですか訪問、今まで市内2名で回っていたものを、3名に今年度から拡大しました。そして一人ひとりが地域包括支援センターに対応するような地区割でやっておりまして、地域包括支援センターが地区の皆様により理解していただけますように、こちらでも努めてまいります。

○阿部委員

今、いろいろな広報は、難しい時代になっていますね。余り情報がはんらんをしまして、何が大事なのか、何が必要なのか、なかなか判断できないと、こういう状況にあります。

ですから、その辺も考えながら、やはり大事なのは大事なりに、広報のやり方を考えてやらなければいけないということなのですね。

それで、私は、その際に、「これは高齢者にとって大事なことですよ」と、それから、「認定されている方、いない方に関係なく、どなたでも高齢者は相談に行ってもいいですから、どんどん利用してください。せつかくの制度ですから」というふうに申し上げたのですが、それで、高橋の支援センターの事務局に言ったことがあるのです。入り口に大きい看板をつくったらどうか、立てたらどうかと、わからないのです。わかりやすく、入り口に、包括支援センター、これは難しいですから、もっとわかりやすく、何か考えられないのか。そして、こういうことで高齢者は利用できるのですよというような説明書きをするなりして、そういう看板を立てることはできないのかどうか、その辺聞かせてください。

○永澤介護福祉課長

ただいまの例でいきますと、その向かい側にかかっている社協の非常に大きな看板、ああいったものがあればということかと思いますが、それは西部の包括支援センターの方に伝えます。

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

● 下水道事業特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○森委員長

次に、平成19年度多賀城市下水道事業特別会計決算について説明を求めます。

○櫻井下水道課長

それでは、平成19年度多賀城市下水道事業特別会計の決算について御説明申し上げます。

初めに、平成19年度の多賀城市下水道事業特別会計の決算につきましては、平成18年度において地方公営企業法の適用を受け、企業会計方式としたところでしたが、平成19年度より、官庁会計方式である特別会計に移行したことに伴い、平成18年度事業会計を平成19年3月31日で打ち切りとしたため、平成19年度事業会計は平成18年度の企業会計清算分を含んだ会計となっております。

この企業会計清算分としての清算行為につきましては、平成19年第3回定例会における補正予算において御説明をさせていただき、了承をいただいております。

事項別明細書の説明の前に、資料8の議案関係資料を説明させていただきます。

資料 8 の 49 ページをお開きください。

平成 19 年度下水道事業特別会計決算総括表（歳入）でございます。

この表の上の名称の隣、平成 19 年度特別会計分、下の歳入合計 42 億 6,158 万 6,774 円、こちらが当該年度分でございます。右側平成 18 年度企業会計清算分 2 億 3,274 万 4,519 円でございます。その右側、決算額 44 億 9,433 万 1,293 円、これが決算書に記載されている額となっております。

以下、歳出分についても同様でございます。

48 ページにお戻りください。

下水道事業の雨水事業、汚水事業別の歳出配分です。

まず、おわびがございます。平成 19 年度当初予算値の帯グラフの汚水事業費総額に誤りがございました。汚水事業の総額が「16 億 6,472 万 5,000 円」となっておりますが、正しくは「16 億 4,472 万 5,000 円」の誤りでございました。大変申しわけございませんが、御訂正をお願いいたします。

それでは説明に戻らせていただきます。

当初における下水道事業費総額の 35 億 5,200 万円と決算における事業費総額の 42 億 6,146 万 6,000 円との差額 7 億 946 万 6,000 円の主なものは、公的補償金免除繰上償還に係る元金 6 億 8,348 万円でございます。

次に、汚水事業費の歳出配分と歳入内訳です。当初と決算の差の大きなものは、公的補償金免除繰上償還制度の活用に伴う償還及び借換債発行によるものでございます。

また、決算において、歳出の総額と歳入の総額が一致いたしません。これは、次の 49 ページと 50 ページをお開きいただきますと、決算額、歳入が 42 億 9,433 万 1,293 円、歳出決算額が 44 億 9,421 万 236 円、歳出差引額が 12 万 1,057 円が合わないというふうになってございます。これは後ほど説明申し上げますが、実質収支となる歳入差引額でございます。

51 ページをお開きください。

業務比較表、汚水費用構成及び汚水処理原価調べ、雨水費用構成調べ、これらにつきましては、平成 19 年度の特別会計時、平成 18 年度の企業会計時の数値であるために、単純には比較できないものでございますが、ごらんいただければと思います。

52 ページ、下水道事業の地方債残高の資料でございます。

あと、先ほどお手元の方に配付させていただきました下水道事業元利償還金の内訳と財源の内訳、これは平成 19 年度の下水道事業元利償還金の内訳、財源の内訳です。当初予算時と決算時の財源内訳となっております。

事項別明細の御説明をさせていただきます。

それでは、資料 5 の 55 ページをお開き願います。

初めに、歳出の方から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費及び 2 項 1 目雨水管理費につきましては、各節の執行残でございます。

次に、1款3項1目賦課徴収費でございます。1款3項2目汚水管理費から72万4,000円の予算流用を行っております。これは、平成18年度企業会計時の未払い分である企業会計清算分として計上していた下水道使用料徴収業務委託料及び後納郵便料について、不足が生じたことから、年度当初に流用をしたものでございます。

57ページをお開き願います。

2目汚水管理費であります。1款3項1目賦課徴収費へ72万4,000円、1款3項3目水質規制費へ1万6,000円の予算流用を行っていますが、賦課徴収費への予算流用につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

水質規制費への予算流用につきましては、時間外手当の不足に伴うものでございます。

不用額につきましては1,505万6,646円でございますが、不用額の主なものとしたしましては、13節委託料で汚水管路及び汚水ポンプの清掃、汚水管路調査及び補修に係る経費の執行残、16節原材料費でマンホール用の鉄ぶた購入に係る執行残、19節負担金、補助及び交付金で水洗便所改造資金利子補給等の執行残でございます。27節公課費の不用額1,221万7,100円につきましては、消費税及び地方消費税による執行残でございます。

次に、3目水質規制費でございます。1款3項2目汚水管理費から1万6,000円の予算流用を行っておりますが、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、4目、流域下水道維持費につきましては、次のページ、19節負担金、補助及び交付金の執行残でございます。

2款1項1目公共下水道建設費及び2目流域下水道建設費につきましては、各節の執行残でございます。

次に、3款1項1目公債費につきましては、23節償還金、利子及び割引料の執行残でございます。

次に、4款1項1目予備費につきましては、未執行で、予算現額の592万1,000円が不用額となりました。

ここで事務事業の成果について御説明を申し上げます。

主要な施策に関する説明書、資料7の168ページをお願いいたします。

中段の表をごらんください。

下水道事業の事務事業評価対象事業といたしまして、公共下水道への接続促進業務を記載させていただきました。活動指標では、公共下水道への接続意向調査及び訪問勧奨について、計画数値を示させていただきました。

意向調査につきましては、実施いたしませんでしたが、訪問勧奨につきましては、計画では43件、また、この訪問による公共下水道への接続及び融資あっせん制度の利用を3件としておりましたが、実績といたしましては、訪問勧奨15件実施し、そのうち公共下水道への接続及び融資あっせん制度の利用が2件という結果になりました。今後とも接続促進を図ってまいりたいと考えております。

以上で事務事業の成果についての説明を終わらせていただきます。

資料5にお戻りをお願いいたします。51ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

初めに、1 款 1 項 1 目下水道事業受益者分担金でございます。1 節、2 節合わせまして、予算現額 97 万 9,000 円に対しまして調定額 116 万 9,570 円、収入済額 102 万 170 円、不納欠損額につきましては 1 件の 6,000 円となりました。

この不納欠損処分につきましては、地方自治法第 236 条第 1 項の事項に係る規定によるものでございます。

結果、収入未済額につきましては、2 件の 14 万 3,400 円となりました。

次に、1 款 2 項 1 目下水道事業受益者負担金でございます。1 節、2 節合わせまして、予算現額 214 万 4,000 円に対しまして調定額 248 万 9,730 円、収入済額 209 万 6,550 円、不納欠損額につきましては 13 件の 21 万 7,280 円となりました。

この不納欠損処分につきましては、都市計画法第 75 条第 7 項の事項に係る規定によるものでございます。

結果、収入未済額につきましては、10 件の 17 万 5,900 円となりました。

次に、2 款 1 項 1 目下水道使用料でございます。1 節、2 節合わせまして、予算現額 8 億 8,105 万 9,000 円に対しまして調定額 9 億 2,669 万 5,911 円、収入済額 9 億 851 万 490 円、不納欠損額につきましては 135 件の 47 万 5,080 円となりました。

この不納欠損処分につきましては、地方自治法第 236 条第 1 項の事項に係る規定によるものでございます。

結果、収入未済額につきましては、4,864 件の 1,783 万 1,398 円となりました。また、収入済額中、還付を要する額は 12 万 1,057 円であります。

次に、2 項 1 目総務手数料でございますが、1 節、2 節合わせまして、予算現額 40 万 1,000 円に対しまして収入済額は 38 万 1,600 円となりました。

次に、3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金でございますが、予算現額 5 億 6,699 万 5,000 円に対しまして調定額 5 億 5,174 万円、収入済額 4 億 5,974 万円、収入未済額につきましては繰越明許分の 9,200 万円でございます。

次に、4 款 1 項 1 目県事業費委託金でございますが、これは平成 18 年度企業会計清算分の収入でございまして、予算現額 1 億 816 万 2,000 円に対しまして収入済額は 1 億 816 万 1,896 円となりました。

次に、5 款 1 項 1 目財産貸付収入でございますが、次のページ、予算現額 220 万 8,000 円に対しまして収入済額は 230 万 3,046 円になりました。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金であります。予算現額 13 億 6,944 万 5,000 円に対しまして収入済額は 12 億 9,934 万 5,001 円となりました。

次に、7 款 1 項 1 目繰越金、8 款 1 項 1 目延滞金及び 2 目加算金でございますが、収入はございませんでした。

次に、8 款 2 項 1 目雑入でございますが、予算現額 1 億 1,622 万 1,000 円に対しまして収入済額 1 億 1,667 万 2,540 円となりました。雑入の主なものといたしましては、相互利用負担金、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金、平成 18 年度企業会計清算金などとなっております。

次に、9款1項1目下水道事業債でございますが、うち、1節公共下水道事業債で、予算現額3億9,510万円に対しまして収入済額は3億310万円となりました。

次に、2節流域下水道事業債で、予算現額の960万円に対しまして収入済額890万円となりました。

次に、3節資本費平準化債で、予算現額、収入済額とも5億2,000万円でございます。

次に、4節借換債、予算現額、収入済額とも6億8,230万円でございます。

次に、5節下水道事業債で、これは特別措置分です。予算現額、収入済額とも8,180万円でございます。

61ページをお開き願います。

実質収支に関する調でございます。

歳入総額44億9,433万1,000円に対しまして歳出総額44億9,421万円、歳入歳出差引額は12万1,000円ございました。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は12万1,000円ございました。

また、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入金額はゼロでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○森委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

では、ここで15分の休憩をとりたいと思います。再開は2時15分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 開議

○森委員長

定刻でございます。再開をいたします。

○藤原委員

まず最初に、資料5の54ページなのですが、流域下水道維持管理負担金の返還金なのですが、平成19年度の決算額をお答えください。

それから、これはまだ、あと幾ら残っているのかについても御説明願います。

○櫻井下水道課長

仙塩流域下水道建設事業負担金の返還金の、（「これは建設事業なのですか」の声あり）失礼しました。（「維持管理」の声あり）維持管理負担金の返還金ですけれども、4,312万2,640円でございます。

あと、残なのですけれども、正確な数字はあれですけれども、7億2,000万円ぐらいと思っております。

○藤原委員

わかりました。

それから、資料8の23ページ、他会計への繰出金額の推移が、ここ10年ほどのものが掲載されています。過去10年の中で、繰出金、下水道に対して最大だった年は平成16年度で、20億1,289万6,000円でした。それが平成19年度は12億9,934万5,000円になっているわけです。差額を見ますと7億1,355万5,000円というふうになっております。それから、平成18年度と平成19年度の差額は3億3,389万円の減というふうになっているのですが、この減った主な理由をかいつまんでお答えください。

○櫻井下水道課長

まず、平成18年度と平成19年度の一般会計繰入金のこの下がった主な理由といたしましては、平成18年度には企業会計で行ってございましたので、資本費平準化債発行可能額の拡大ということによるものでございます。18と19年度で比較しますと、2億6,000万円ほどあります。

あと、下水道事業債特別措置分の算出方法の見直し等によるものがございます。これが2,040万円、あと、打ち切り決算に伴う下水道使用料のいわゆる収入増というもので5,200万円、合わせて大体3億3,000万円ほど平成18年度と平成19年度とを比較いたしますと、一般会計繰入金が少なくなっております。

平成16年度のと平準化債の借り入れの関係です。

○藤原委員

わかりました。一番大きいのが平準化債だということですね。

それから、追加資料を出していただきました。これに基づいて幾つか数字の確認をしておきたいと思っております。

まず初めに、この資料は非常にできがいいのです。それで、今後は一々資料請求をしなくとも、これを最初から資料に添付していただきたいと思うのですけれども、まずその点について。

○櫻井下水道課長

今後はそのように考えていきたいと思っております。

○藤原委員

それで、幾つかちょっと数字の確認をしますが、決算のところで、まず資本費平準化債の雨水・汚水の振り分けなのですけれども、これは雨水・汚水の元金償還額で、その平準化債は案分しているというふうに理解していいのかということですが、どうですか。

○櫻井下水道課長

雨水・汚水の元金資本額をそれぞれきちんと分けて、資本費平準化債を算出したという内容でございます。

○藤原委員

つまり、その平準化債というのは、雨水・汚水関係ないので、それぞれの元金に応じて案分しているということですね。そういう理解でいいですね。

○櫻井下水道課長

雨水と汚水の、平準化債は元金と減価償却の差額ということで、その元金と減価償却おのおのの差額、それぞれ出したという内容でございます。

○藤原委員

それから、借換債、雨水が 4,790 万円に対して汚水が 6 億 3,440 万円、これは繰り上げ償還に該当する、未償還残高の積み上げですから、積み上げでこうなったということですね。つまり、何パーセント以上でしたか、5%以上で、該当するものをずうっとこうピックアップアップしていったら、雨水のものがこれぐらいしかなかったと。汚水がこのぐらいあったというふうに、その積み上げでこうなった数字だというふうに理解していいのですね。

○櫻井下水道課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

わかりました。

それから、私が注目しましたのは、下水道事業債特別措置分です。当初予算のときは、特別措置分について、雨水に 4,870 万円、それから汚水に 1,940 万円を充当していたわけです。それが決算になりましたら、雨水がゼロになって、全額汚水の方に充当されています。これは当初予算でどういう考え方で予算を組んで、決算に至る過程でどういう点が修正されたのかと、どういう考え方でこういうような充当の仕方になったのかということについて、御説明をお願いします。

○櫻井下水道課長

特別措置債の当初予算の計画時点では、今回、地方財政計画の中で見直しがなされました。その中で、現在持っている雨水事業と汚水事業の元利償還の割合で、この特別措置債を案分したというふうな、当初予算においてはそういうふうな整理をさせていただきました。

しかし、今回、下水道特別措置債につきましては、総務省並びに、県の方を通じてですけれども、汚水事業に対して特別措置分を充当しなさいというような指導がございましたので、当初予算で雨水と汚水に分けていたものを、汚水に充当したというような内容でございます。

○藤原委員

わかりました。指導でそうしたということですね。

それから、下水道使用料についてです。その汚水の元利償還に充当した下水道の使用料は、当初予算では 4 億 1,725 万 8,000 円の見込みだったのですが、決算では 5 億 1,728 万 8,000 円になりまして、元利償還に充当した下水道使用料が 1 億円ふえました。これはどういう理由で充当額が 1 億円ふえたというふうに見ているのか、お願いします。

○櫻井下水道課長

当初予算と決算の差 1 億円ということですが、これは先ほど申しましたように、仙塩流域下水道の維持管理負担金、こういったものが還付されまして、先ほど申しましたが、4,300 万円ほど戻ってきました。

これらは一たん維持費用に充てましたため、使用料を元金の方に充当された分と、あと平成 19 年度の企業会計は、先ほど申しましたように、企業会計清算分を含んでいましたので、その分が料金収入的には平成 19 年 3 月分が平成 19 年度に入ってきたというような内容になってございまして、約 1 カ月分ぐらい料金収入が多く、今回、企業会計から特別会計に移行したことに伴っての内容になっています。その料金収入がふえた分、約 5,200 万円ほどございまして、これら合わせて 1 億円が一般会計からの繰り入れを少なくした要因と考えてございまして。

○藤原委員

いや、ただ、今の説明でしたら、最初からわかっている話なので、最初から計上されていたのではないですか、もし今の理由でしたら。年度途中でいろいろな変化があったのではないのですか。

○櫻井下水道課長

仙塩流域下水道の還付金については、これは科目設定で当初はわからない内容でございます。要するに、料金の問題だと思えます。企業会計清算分といたしまして、確かに予算計上時上げましたけれども、実際に予算計上いたしましたのは、昨年 12 月、実際、今度 3 月までの間に、企業会計のその未払金等をできるだけ少なくして払ったと。

あと、それと、清算に当たりまして、自己資金、これもあわせて今回の清算の内容で返したと、清算したというふうになってございまして。そういったことから、ちょっと予測できなかった部分ということでございます。

料金収入については、申しわけないですけれども、そういった予測できなかった部分もあったということでございます。

○藤原委員

詳細なところまでよくわからないのですけれども、結果として、その下水道使用料の充当額が 1 億円ふえた。それから、下水道事業債の特別措置分を全額汚水事業の元利償還に振り分けたと。

結果として、汚水の元利償還に対する一般会計の繰入金、当初予算で 4 億円見ていたものが、半分以下になりましたね。1 億 8,900 万円になりました。これは一般会計からすると大変喜ばしいことです。負担がそれだけ少なくなったということですから。

ただ、私、ちょっと気になるのは、下水道会計に対する繰り出し基準というのがありますね。前は元利償還の 7 割が雨水と見て、そのうちの 70%、だから 49%、約半分が交付税措置されていたと。平成 18 年度からいろいろ制度が変わりまして、元利償還の 1 割を雨水と見て、多賀城の場合は 5 割を雨水の公費負担分と見て、全体の 6 割が公費負担だと。それで、その 7 割と 6 割の差額を特別措置分で見るというふうな、まあそういうちょっと面倒くさいのですけれども、そういう仕組みになりました。

それから言うと、下水道使用料が 5 億 1,700 万円になって、一般会計の繰入金が 1 億 8,900 万円になると、この一般会計繰入金の 1 億 8,900 万円というのは、繰り出し基準額

からすると、さらに少ない金額になっているのではないかというふうに見るのですけれども、その関係はどうなっていますでしょうか。

○櫻井下水道課長

今回、地方財政計画の繰り出し基準が見直しをされたところでございますが、確かに、ある意味、特別措置分、先ほど雨水7割で見ていたものが、結果、雨水1割に変わったと。

そういった部分に対する特別措置については、差額については特別措置で対応しますと。

あと、その公費負担割合が分流式にかかっては、今回、地方財政計画の中で認められましたけれども、何かその辺の制度上の問題がいまいちはっきりしていないと、明朗でないという部分もありますので、この辺については今後、総務省なり県なりといろいろ検討しながら、適正な公費負担割合とはいかなるものかということも踏まえて、今後お示しできたらというふうにご考えてございます。

○藤原委員

財政担当というか、交付税担当から答弁いただきたいのですけれども、今の件、どうですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

ちょっとただいま資料を持ち合わせておりませんが、基本的に、污水事業に関する元利償還金に対しましては、過去に行いました緊急下水道整備特定事業、これはもう終わっておりますが、過去に行った分、それから、普及特別対策事業、これらに対する汚水分の元利償還金の一部については、交付税措置がされておりますので、その金額、ちょっと今、手元に持っておりませんが、その金額分相当額と比較する話になると思っております。

○藤原委員

私が聞いているのは、多分、昔は、「繰り出し基準について」という文書は、たまにしか来なかったらしいのです。ですけれども、平成18年度から、毎年、毎年、その「公営企業会計に対する繰り出し基準について」という文書が来ているのでしょうか。毎年、毎年。その繰り出し基準の額からすると、前は、ここ何年かは、下水道使用料充当額と一般会計の充当額が大体同じくらいの状態で推移してきたのです。平成19年度決算は劇的な変化なわけです。一般会計の繰り入れが4億円の予算だったのですけれども、2億円を割ったと。一方で、下水道使用料の充当が5億円になったわけです。

そうすると、繰り出し基準からすると、この一般会計の繰出額というのは相当抑えられた数字になっているのではないかなと。その基準から言うとどういう数字になっているのですかという質問なのです。手元に数字がないので、ちょっと即答しかねるというのであれば、それはそれで構わないのですけれども、わかっていたらちょっと回答をお願いしたいのですけれども。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

数字の裏づけの部分ではちょっと即答できないことを、まず御容赦いただきたいと思ます。

ただ、先ほど、藤原委員の方からも御紹介のあった、地方財政措置上の雨水・污水の考え方の変化に伴って、一般会計からの繰り出し部分については、以前よりも圧縮された考え方になっていると思ます。

ただ、その状況が、それぞれ市町村ごとに地形も違う、人口密度も違う、都市化の水準も違う、そういう中で、国で一つの基準しかございませんので、それが各市町村の下水道事業の実情に合っているかという問題もあるものの、どちらかという、多賀城市においては一般会計の負担、繰り出し分、そのルール分として示されている部分については、圧縮されている方向かと感じております。

○深谷委員

下水道の方で管理しているということなので、1点だけ質問させていただきます。

先ほど、阿部委員の方が申しておった地域包括支援センター、今度看板が大きくなるかもしれない。隣にあの大きな土地が、高橋地区の住民の方々にいつも聞かれるのですが、多分都市計画決定された公園用地だとは思いますが、あの土地の、一応遊水地ということにはなっていると思うのですが、高橋の方に常々質問されるものですから、あの土地は都市計画決定がされてから、どれくらいあのような状態なのかということをお教えてください。

○櫻井下水道課長

高橋の区画整理事業を始めたときからということです。

○深谷委員

では、昭和60年……。要するに、どれくらいかわからないくらい、都市計画決定されてから、正直な話、ちょっと放っておかれてしまった土地だという、多分認識になる方が多いと思うのですが、やはり都市計画決定というのは、今ちょっと調べましたら、「都市生活に必要な交通、区画、住宅、衛生、保安、経済、行政などに関し、住民の福利を増進し、公共の安定を維持するための計画」ということで、それを決定したわけですので、あそこは草はぼうぼう、水は流れない、衛生面でポーフラは発生して、あの周りにはアパート、住宅もいっぱいありまして、小さい子供たちもいっぱい住んでいると。蚊がそういう病原菌を運んでいるなど、いろいろな衛生面で悪いこともありますし、あの土地は放ったらかしということはないのですけれども、ああいうふうになってから、やはり結構長い間たつと思うので、今後、排水路関係などいろいろございますでしょうが、あの土地も忘れられた土地ではないと思いますけれども、今後どのようなお見通しがあるのかということ、御答弁をお願いします。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

あそこの公園は、高橋の土地区画整理事業をやるときに、実は公園として都市計画決定してはいるものの、盛り土等をしないで、遊水地という形で築造してございます。要するに、遊水地が必要なのですけれども、これは中野のポンプ場、今、市費の方で負担している、あそこに排水するルート上にある遊水地でございます。

ですから、あそこの遊水地が必要なくなるというのは、まず中野のポンプ場が、今2基ですか、全部ポンプが措置されて、なおかつ、あそこから流れている排水路が中野まで整備されれば、遊水地としての機能は必要なくなるという部分でございますので、実際に、ではいつだという部分については、今後仙台市の方と、あの中野ポンプ場の早期ポンプの設置等について協議しながら進めてまいりたい、という回答しかできませんので、それでよろしいでしょうか。

○深谷委員

やはり、高橋地区もそうですけれども、新田地区も含めて、仙台市と隣接するところで、それぞれに協議を重ねるのが、やはり大きい土地ということで、いろいろ難しい部分もあるのでしょうかけれども、やはりいろいろ、鋭意頑張ってください、とにかくあそこがいつか、私、余り水がたまっているのを見たことはないの、遊水地なのでですけども、その辺も加味しながら、いろいろと進めていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。（「答弁必要ないですね」の声あり）はい。

○森委員長

ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

以上で、一般会計及び各特別会計決算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

● 議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○森委員長

次に、議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、水道事業会計について御説明申し上げます。

本日、水道分として使う資料につきましては、3 番と 5 番と 8 番でございますので、御準備方よろしくお願ひいたします。

まず、最初は、資料 8 の 53 ページをお開き願います。

これは、平成 19 年度水道事業会計決算関係資料の業務比較表でございます。

給水人口につきましては、平成 19 年度末で 5 万 6,269 人、前年度より 13 人の増でございます。給水戸数は 2 万 1,761 戸、181 戸の増で、普及率 99.99%でございます。未給水戸数は 1 戸でございます。次に、年間総配水量 632 万 1,259 トン、前年度より 1 万 2,478 トンの増でございますが、うるう年のために 1 日日数が多かったためのものでございます。1 日平均配水量 1 万 7,271 トンで、13 トンの減でございます。1 日最大配水量 1 万 9,927 トンで、265 トンの減でございます。年間総有収水量につきましては 591 万 393 トンで、86 トンの増でございます。有収水量率は 93.50%で、0.18%の減でございました。職員数 26 名で同数でございます。

次に、供給単価 301 円 70 銭で、48 銭の減でございます。

次に、給水原価 310 円 49 銭で、24 円 23 銭の増です。

次に、下に仙南仙塩広域水道受水費と仙台分水受水費の単価をお示ししております。仙南仙塩広域水道受水費は、昨年度と比較して 38 銭の増加となっております。

次の、下の欄に、費用構成及び給水原価調べを記載しております。平成 19 年度の合計で 18 億 3,512 万 1,343 円で、平成 18 年度と比較しますと 1 億 4,324 万 9,259 円の増となっております。費用増の主な理由は、人件費で 663 万 4,470 円増加しておりますが、育児休業者の復帰と中途退職者 1 名の補充によるものでございます。修繕費で 9,688 万 366 円の増加でございますが、市川配水池の修繕費、調査、外壁塗装塗りかえ等によるものでございます。

次に、減価償却費で 108 万 7,322 円は、固定資産の増加によるものでございます。その他物件費で 4,898 万 9,207 円の増額は、マッピングシステム導入 3,400 万円、コンビ二収納取り扱いに伴う料金システム導入で 907 万 5,000 円、その他の委託料等で 449 万円、その他の物件費で 142 万 4,207 円の増加が主なものでございます。

費用減の主な理由は、受水費で受水量の減により 53 万 1,612 円、企業債利息の減及び公的資金補償金免除繰上償還制度の活用等により、1,027 万 9,050 円が主な費用減でございます。

次に、54 ページをお開き願いたいと思います。

平成 19 年度の高賀城市下水道事業会計決算一覧表でございます。

収益的収支第 3 条予算で、収入 19 億 6,994 万 649 円、支出 18 億 7,009 万 8,837 円で、差し引き 9,984 万 1,812 円の当年度純利益となりました。備考欄に記載のとおり、前年度繰越利益剰余金 2 億 573 万 4,487 円で、当年度純利益と合わせて当年度末処分利益剰余金 3 億 557 万 6,299 円となります。

その下の、資本的収支第 4 条予算で、収入 2 億 6,080 万 9,862 円、支出 6 億 5,692 万 5,136 円で、差し引き 3 億 9,611 万 5,274 円の不足でございます。備考欄に記載のとおり、資本的収入から水資源開発負担金分 1,105 万 9,397 円を積み立て処分として差し引きますと、不足額 4 億 717 万 4,671 円となり、この補てん財源として当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,205 万 1,635 円、当年度損益勘定留保資金 2 億 5,837 万 5,846 円、建設改良積立金 1 億 3,674 万 7,190 円で補てんをいたしております。

その下に、料金及び水量の予算・決算比較調書を記載してございます。総配水量で、当初が 640 万 974 トン、決算が 632 万 1,259 トンで 7 万 9,715 トンの減でございます。有収水量は、当初予算は 597 万 9,790 トンで、決算で 591 万 393 トンで 6 万 9,397 トンの減量となりました。給水収益は、当初予算額が 18 億 589 万 7,000 円で、決算が 17 億 8,317 万 5,635 円となり、2,272 万 1,365 円の減額となりました。

次に、管理体制の強化につきましては、安定給水確保のためのマッピングシステム導入委託、災害対策として市川配水池の耐震化修繕工事、コンビ二収納取り扱い開始等住民サービスの拡充、テレメータシステム二重化設備工事、樋ノ口大橋外 4 カ所の電気防食工事の事前調査等を行い、管理の強化に努めてまいりました。

次に、55 ページをお開き願います。

平成 19 年度比較損益計算書でございます。右側の貸方の決算額の下から 2 番目の合計欄に、先ほど申しました収入 19 億 6,994 万 649 円、左側借方の決算額の下から 3 番目の小計の欄に、支出 18 億 7,009 万 8,837 円、その下の欄に、当年度生じた純利益 9,984 万 1,812 円が記載されております。

次に、資料 5 の 62 ページをお開き願いたいと思います。

これは、平成 19 年度多賀城市水道事業報告書でございます。

総括事項が記載されております。(イ) 給水状況でございますが、先ほど業務比較表で説明したとおりでございます。

(ロ) 建設改良事業については、総額 2 億 6,629 万 3,000 円を支出し、主に次の工事を施工いたしました。配水管整備事業については、栄一丁目地内及び浮島一丁目地内配水管布設工事等 16 件で 1 億 9,533 万 5,000 円を支出いたしました。配水管改良事業では、テレメータシステム二重化設備設置工事等 10 件で 6,502 万 9,000 円を支出いたしております。ほかに、資産購入として、量水器購入 383 万 7,000 円、備品の購入で 209 万 2,000 円を支出いたしております。

(ハ) 財政状況につきましては、決算一覧表で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次に、平成 19 年度の総収入における仮受消費税及び地方消費税 9,474 万 7,000 円に対し、総支出における仮払消費税及び地方消費税は 7,130 万 7,000 円で、これを差し引いた 2,344 万円を消費税及び地方消費税として納付してございます。

以上が平成 19 年度の水道事業の概要でございます。

次に、63 ページをお開き願いたいと思います。

今年度は、給水収益については前年度に対し 277 万 4,000 円、0.16%の減少、加入金については 1,719 万 7,000 円、31.1%の大幅な減少となりましたが、受託工事収益の増加により、営業収益全体では対前年度比 0.19%の増となりました。

また、営業外収益につきましては、下水道会計負担金等の減額に伴い、2,733 万 4,000 円、27.58%の減となり、事業収益全体では 1.15%の減少となりました。

一方、事業費用では、市川配水池耐震修繕等施設の修繕やマッピングシステム導入委託などの営業費用の増により、対前年度比 9.86%の増加となりましたが、企業債利息の減額等により、9,984 万 1,000 円の純利益を計上することができました。

さらに、公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、企業債の利子負担の軽減を図るなどの取り組みを行っております。

しかしながら、水需要が低迷している中、既施設の更新、災害発生時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、新たな資本投資が求められていることに加え、企業債償還に係る元金償還のピークを迎えようとしております。依然として厳しい状況となっております。

今後とも、安全な水を安定的に供給するため、なお一層の経営の合理化、効率化を図り、健全経営の維持と給水サービスの向上に努める所存でございます。

次に、72 ページをお開き願いたいと思います。

収益費用明細書でございます。

水道事業収益合計 19 億 6,994 万 649 円。

初めに、営業収益の水道料金で 17 億 8,317 万 5,635 円、これは年間有収水量 591 万 393 トンに供給単価 301 円 70 銭を掛けたものでございます。

次に、加入金、3,809 万 6,000 円は、新設 319 件、増設 35 件、合計 354 件分でございます。

修繕工事収益 37 万 7,266 円は、漏水修理立会 24 件分でございます。

その他受託工事収益 2,677 万 3,695 円は、仙台港背後地土地区画整理事業等に伴う配水管布設工事の工事代でございます。

手数料 252 万 6,200 円は、設計審査、工事審査手数料等 802 件分でございます。

次に、下水道負担金 4,463 万 6,126 円は、下水道使用料の徴収手数料 22 万 5,347 件分でございます。

雑収益 176 万 2,800 円は、督促手数料 1 万 7,628 件分でございます。

営業外収益の土地使用料 153 万 6,000 円は、駐車場の賃借料、月額 4,000 円掛ける 32 区画分の使用料でございます。

次に、一般会計補助金 5,695 万 6,000 円は、高料金対策に伴う補助金でございます。

次に、特別会計負担金として 1,295 万 320 円は、下水道会計からの経費の負担金でございます。

その他雑収益 32 万 6,087 円は、平成 9 年度重複納入 21 件分等時効に伴う収入でございます。

次に、特別利益の固定資産売却益は、旧紅葉山 4 号井 43.09 平方メートルの土地売却に伴う売却益 82 万 2,600 円でございます。

次に、過年度損益修正益の 1,920 円は、過年度水道料金平成 18 年度分の収入でございます。

以上で収益の説明を終わります。費用については工務課長から説明申し上げます。

○長田工務課長

次に、費用について御説明申し上げます。

73ページをお願いいたします。

水道事業費用合計で18億7,009万8,837円。

営業費用で16億5,729万1,272円でございます。

初めに、原水及び浄水費では9億1,967万8,932円となっております。

給料、手当、法定福利費につきましては、職員2名分の人件費でございます。

主な費用について御説明申し上げます。委託料6,732万2,067円は、末の松山浄水場運転管理業務に5,670万円、水質検査業務で657万円のほか、各施設での業務委託9件分に要した費用となっております。

修繕費1,089万6,220円は、岡田水源4号井のネットフェンス修繕のほか、各施設の修理3件、また、末の松山浄水場の次亜塩素素注入ポンプ更新など、各機械設備における修繕11件分に要した費用となっております。

動力費975万8,166円は、各井戸での揚水及び末の松山浄水場での浄水処理並びに天の山配水池への送水に要した電力料金となっております。

負担金1億5,657万3,600円は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金でございます。

受水費6億5,657万2,414円は、仙台市からの分水量181万9,000立方メートル及び広域水道からの受水量432万2,000立方メートルからなる受水費となります。

次に、配水費といたしまして1億9,156万8,072円でございます。

給料、手当、法定福利費は職員8名分の人件費でございます。

次のページの、委託料1,610万5,278円は、市川及び天の山水系の漏水調査業務に410万円、また、配水管理図の補修正業務で340万円ほか、各施設で要した業務委託11件からなる費用となっております。

賃借料183万2,204円は、積算システムの借上げのほか、公用車3台、パソコン1台の借上料となっております。

修繕費9,423万7,485円は、市川配水池耐震化修繕に6,844万円のほか、各施設での維持管理に要した修繕13件からなる費用でございます。

路面復旧費304万8,730円は、公道内漏水修繕工事における舗装復旧28件分に要した工事費でございます。

次に、給水費で1,484万3,699円でございます。

委託料1,201万4,221円は、有効期限切れとなりました量水器2,607個の交換業務、それと夜間受け付け業務に要した費用でございます。

材料費249万419円は量水器1,213個の購入代でございます。

受託工事費で2,994万3,791円でございます。

工事費2,973万7,000円は、県道玉川岩切線道路改良に係る配水管布設外1件の工事でございます。

次のページの業務費については、管理課長から御説明申し上げます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

続きまして、業務費でございます。1億 3,372万 5,732円でございます。主なものを御説明申し上げます。

給料、手当、法定福利費は、職員7名の人件費でございます。

次に、委託料 4,629万 9,245円は、マッピングシステム導入業務委託、水道料金システム導入業務委託料とメーター検針システムの保守点検料でございます。

手数料 1,663万 808円は、口座振替手数料 212万 5,936円、検針事務手数料等で 1,450万 4,872円でございます。

賃借料 299万 6,640円は、自動車賃借料 36万 1,200円、検針用ハンディターミナル賃借料 187万 8,240円、料金調定収納システム賃借料 75万 7,200円でございます。

次に、総係費の1億 1,272万 5,977円でございます。

給料、手当、法定福利費は、職員8名分の人件費でございます。

次に、委託料 806万 6,110円は、庁舎清掃業務等委託 13件分でございます。

賃借料 312万 6,480円は、水道会計電算のリース代が主なものでございます。

修繕費 1,848万 7,400円は、庁舎外壁塗装費用等でございます。

負担金 948万 9,754円は、電算機使用料の負担金が主なものでございます。

次に、減価償却費 2億 5,162万 4,577円は、有形固定資産減価償却費でございます。

まことに申しわけございませんが、次の77ページをお開き願いたいと思います。

このページには、有形固定資産明細書が記載されております。右側に減価償却累計額で、当年度増加額 2億 5,162万 4,577円が計の欄に記載されております。これが今年度の減価償却費分でございます。

また76ページにお戻り願いたいと思います。

資産減耗費 318万 492円は固定資産除却費で、岡田水源3号井量水器交換等に伴う除却費等8件分でございます。

次に、営業外費用 2億 777万 3,862円は、企業債利息でございます。

まことに申しわけありませんが、また79ページをお開き願いたいと思います。

ここには、これは企業債明細書の一覧表でございます。借り入れ先、借り入れ額、償還、未償還、利率、償還終期、備考欄には主な借り入れ理由が記載されております。

右側の一番下の計の欄に、未償還残高 49億 3,677万 6,463円が記載されております。これが平成19年度末の現在の借り入れ残高でございます。

たびたび申しわけございませんが、また76ページにお戻り願いたいと思います。

特別損失の 503 万 3,703 円のうち、固定資産売却損の 357 万 777 円は、修理不能の量水器 875 個分でございます。

過年度損益修正損 8 万 3,250 円は、減量認定による還付分でございます。

その他の特別損失 137 万 9,676 円は不納欠損処分で、平成 17 年度分 139 件分でございます。

次に、71 ページをお開き願いたいと思います。

ページの中段に、(3) その他会計経理に関する重要事項がございます。

(イ) の、損益勘定留保資金について御説明いたします。

当年度発生額 2 億 5,837 万 5,846 円は、費用中、現金支出の伴わない経費で、減価償却費等でございます。当年度発生した資金はすべて資本的支出の不足額の補てん財源に使用いたしております。

次に、(ロ) の、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度発生額 1,205 万 1,635 円につきましては、全額資本的支出の補てん財源に使用いたしております。

(ハ) の、水資源開発負担金につきましては、年度末現金残高 1 億 2,633 万 7,976 円は、現金預金で保管しているものでございます。

次に、資料 3 の 40 ページをお開き願いたいと思います。

利益剰余金の部の減債積立金につきましては、前年度末残高 1 億円、前年度繰入額 2 億円、当年度は使用しておりませんので、当年度末残高は 3 億円でございます。

次に、建設改良積立金につきましては、前年度末残高 3 億 9,635 万 1,656 円、前年度繰入額 9,000 万円、当年度処分量 1 億 3,674 万 7,190 円は、資本的支出の補てん財源として使用しておりますところから、当年度末残高は 3 億 4,960 万 4,466 円となります。

次に、未処分利益剰余金の当年度未処分利益剰余金 3 億 557 万 6,299 円につきましては、後ほど剰余金の処分について御説明申し上げます。

次の、資本剰余金の部の補助金につきましては、前年度末残高 2 億円、当年度末残高 2 億円で、変動はございません。

次の 41 ページをお開き願いたいと思います。

受贈財産評価額、前年度末残高 9 億 5,992 万 7,984 円でございますが、前年度処分量と当年度発生高はございませんでした。当年度処分量は 1,091 万 9,475 円で、当年度末残高は 9 億 4,900 万 8,509 円でございます。

次に、工事負担金、前年度末残高 11 億 7,080 万 4,363 円、当年度発生高 260 万 6,826 円、これは資本的収入で受け入れた他会計負担金でございます。当年度処分量 365 万 2,918 円は、配水管等を処分したものでございます。当年度末残高は 11 億 6,975 万 8,271 円でございます。

次に、水資源開発負担金は、前年度末残高 4 億 7,221 万 9,591 円、当年度発生高 16 件ございました。1,053 万 2,760 円、当年度末残高 4 億 8,275 万 2,351 円で、翌年度繰越資本剰余金は 28 億 151 万 9,131 円となります。

次に、平成 19 年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

先ほど御説明いたしました当年度未処分利益剰余金 3 億 557 万 6,299 円の処分計算は、減債積立金として 5,000 万円、建設改良積立金として 1 億円を積み立て処分とし、翌年度繰越利益剰余金として 1 億 5,557 万 6,299 円にしたいと考えております。

次に、42 ページをお開き願いたいと思います。

平成 19 年度多賀城市水道事業貸借対照表でございます。

43 ページをお開き願いたいと思います。

下から 4 段目にある利益剰余金合計 9 億 5,518 万 765 円が残高としてございます。この 9 億 5,518 万 765 円につきましては、先ほど事業報告の中で申し上げたとおり、水需要が低迷している中、既存施設の更新、災害時でも安定的に給水できる施設水準の向上、さらには企業借入金金の元金償還と減価償却費との不足額が、合わせて 12 億円ほど今現在見込まれております。この剰余金を取り崩しながら、料金の平準化を図ってまいりたいと考えております。

次に、貸借対照表財産状況について御説明申し上げたいと思います。

42 ページをお開き願いたいと思います。

一番下に、資産合計 101 億 8,817 万 2,665 円がありますが、これの資金調達に当たっては、自己資本金が 49.83%でございますが、言いかえれば、負債、つまり借金が 50.17%という内容になってございます。

参考までに、平成 18 年度までの自己資本構成比率の全国指数は 68.91%であり、まだまだ多賀城は借金による事業を運営している状況であります。今後とも経営基盤の強化を図ってまいりたいと思います。

それから、資料 8 の 56 ページから 58 ページに貸借対照表の内訳がございしますが、あとで御参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○森委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。

○藤原委員

資料 8 の 55 ページ、平成 19 年度の純利益は 9,984 万 1,812 円だったということですね。臨時的な支出がなければ、平成 19 年度も 2 億円の黒字になったのではないかと思うのですが、けれどもどうですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

今、藤原委員が言われたように、臨時的経費というのはちょっとその辺あれなのですが、確かに市川の配水池とかそういうものがなければ、そのくらいにはなってございます。

○藤原委員

先ほど説明を聞いていましたら、マッピングシステムが 3,400 万円の決算だったと。市川配水池修繕費が 6,844 万円だったということでしたね。足すと 1 億 244 万円になります。

この1億244万円を9,984万2,000円に足すと、2億228万2,000円ということになるので、やはり2億円の黒字となると思います。

それで、マッピングシステムと市川配水池の修繕費の計上の仕方については、これは4条ではないのかということで、随分この間、議論をしてきました。最終的には、水道部というところを詰めて、法令違反とまでは言えないということで、私どもも妥協はしたわけです。

ところが、そもそも企業会計というのは、その経営に資する資産については、各年度に費用配分して、コストを平準化すると、そういうふうな考え方がそもそも企業会計の考え方ですね。

ところが、平成18年度の黒字が2億9,000万円だったと。平成20年度の黒字もどうやら2億5,000万円ぐらいいきそうな勢いです。あした補正やりますが、既に2億円の利益を超えています。その中であって、平成19年度だけべこっと引っ込むのです。利益がです。そうすると、一々、「この年は何でしたか」「ああ、マッピングシステムと市川の配水池だ」ということになるわけです。これは法令違反とまでは言えないにしても、各年度間に費用を配分するというのが、企業会計のそもそもの考え方からすると、やはり一々そういう説明が必要になるような経理のやり方というのは、やはり望ましいやり方ではなかったのではないかと、やはり思わざるを得ないのです。

それで、新しい管理者の方に、その点について御見解をお願いしたいと思います。

○板橋水道事業管理者

市川配水池及びマッピングで修繕なのか、資本的支出なのかという議論は、私もあちらの席から十分聞かされておりました。いろいろ水道事業所も、参考書をもとにしたり、あるいは日本水道協会のアドバイスを受けながら、お話を藤原委員の方にもさせていただいたかと思えます。

市川配水池、私から言うまでもなく、固定資産の耐用年数をさらに延長させるものではないということで、修繕ということで上げさせていただいてございます。

また、マッピングにつきましても、収益を獲得するとか、費用の削減がなく、それを導入することによって、利便性を向上するという理由から、今回、そのように上部の方の団体のアドバイスも受けながら、修繕費ということで最終的に落ち着いたのかと思ってございます。

減価償却につきましても、いろいろな参考書を見ても、やはりわからない部分というものもあるようでございますので、今後につきましても、そういう事案が発生した場合、日本水道協会などのアドバイスも得ながら、きちんと対応してまいりたいとこのように思っております。

○藤原委員

どちらのサイドから聞いても、余り文句を言われぬようなそういう答弁でしたね。

間違っているのかということ、間違いとまでは言えないというのが上の見解だったわけで、ただ、私は、やはりもうこの間、さんざん議論してきましたので、もうやらないのですけれども、やはり企業会計という物事からすれば、その費用を各年度間に配分するという、そうやって初めて損益の分岐点というものも明確になるのです。平成19年度は1億円しか黒字が出ない、前の年は3億円近かったと、こんなことをやっていたのでは、やはり企業会計の本来の機能を発揮していないということになってしまうと思うのです。

そういう意味では、やはり私は、正しいやり方ではなかったと、なかなか明確にはお認めにはならないのですけれども、まずそういう見解を表明しておきます。

それから、もう一つ、自己資本比率の問題です。No.6の86ページに、自己資本構成比率というのがありまして、平成17、18、19年度と、とんとん、とんと上がってきて、平成19年度はとうとう49.83%と、ほぼ50%になったわけでありまして。

それで、現在の料金を決めるときに、自己資本比率を50%にしたいのだと。そのために、わざわざ使える起債も使わないで、その起債の発行をする枠を半分を抑えて、そしてその不足分についてはもうけの中から充当すると、そういうやり方をやるのだということできました。

あのときの目標がほぼ達せられたわけですね。自己資本比率50%になりました。こうなった時点で、どういう設定をするのかということについては、私は改めて皆さん方には説明する義務があるというふうに思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○板橋水道事業管理者

今おっしゃるとおり、平成19年度、この資料を見てもらうとわかりますように、49.83%、もうほぼ50%になってございます。

この計算につきましては、もう御承知のことと思いますので、ここに書かれていますから省略させていただきますけれども、先ほど次長が説明したように、全国平均で言うならば60.6、あるいは類似団体平均でいえば68.9というような、平成18年度でございますけれども、そういう数字になってございます。

ただし、今までの議会のやりとりで、上水道部は50%を目指してきたと、これも間違いのないことだと思います。今のまま、4条予算の事業費を半分だけ起債を借りて充てると。あとは自己資本でやるということになれば、少しずつ、1%から2%ずつこの率は上がっていくと思います。もう平成20年度ではもうやはり50%を突破すると思います。

ただ、先ほども言いましたように、50%というのも決して高い数値ではありませんけれども、ただ、今まで、「50%をめどにして」という目標も持ってきたわけでございますので、今回、いろいろ料金の見直し等々も言われてございますので、そういう時期になったときは、こよなく50%にいくような方法を今後も考えていければいいかと思っております。

ただ、今、水道は横ばい、あるいは収益では少し下がり気味、右肩下がりになってきている状況でございますので、余り借金を残すということは、やはりこれは余りよろしくないと思っております。

あるいは、少子高齢化時代が今からどんどん進んでいきます。そうなってくると、後々負担する人に、少しでもやはり借金を残さないようにしていくのが、今の我々の務めだと私は思っておりますので、できれば50%をキープするような形、でも、少しずつは伸びていきますので、その辺は料金の見直し、見直しは必ずしも下げるといふばかりの見直しではなくて、維持というのもあるかと思っておりますけれども、その辺の見直しの段階で、50%ぐらいに持っていったら、またあと何年間ずっと料金改定まで、少しずつ上がっていく、そういうようなやり方が当面なるのかと、このように思っております。

○藤原委員

資料 8 の 58 ページを見ていただきたいのですが、その借入資本金のところ、配水管整備事業債 9,800 万円、これは 2 億 6,600 万円の建設事業を平成 18 年度にやって、そのうちの 9,800 万円をいわゆる配水管整備事業債、まあ起債を充てたという数字ですね。

それから、1 億 4,810 万円はいわゆる繰上償還だと。それで、繰上償還のために借りたお金です。

その次に、企業債元金の償還金ということで 3 億 9,063 万 2,266 円、これは返したのですね。

ですから、この 3 億 9,632 万円のうち、1 億 4,810 万円は繰り上げ償還分でしょう。そうすると、通常のいわゆる元金償還額というのは 2 億 4,253 万 2,000 円ということになりますね。いいですか、その数字で。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

実際に、今回借りたものが、決算書の資料 5 の 71 ページをちょっとお開き願いたいと思います。企業債及び一時借入金の概況ということで書いてありますが、ここに当年度、財務省資金運用部から当年度 4,090 万円、あと公営企業金融公庫から 2 億 520 万円を借りているわけですが、このうち、財務省資金運用部については 1 件、あと公営企業金融公庫からは 4 件分、内訳としてございます。そのうち、新規が、公営企業金融公庫の場合ですと 5,710 万円、あと 2 件が借換債でございます。これらを、当年度支払った分というのは、繰り上げ償還によって、元金の償還については、全部で 3 億 9,632 万 266 円ですが、そのうち、公庫債の 2 億 1,766 万 2,687 円から 1 億 4,810 万円を差し引いた部分が、新たに借換債を除かない部分でお支払いしたという金額になります。

○藤原委員

いや、ですから、これは要するに、借りた先を主として明らかにする書類ですね、No.5 の方は。そして借りた先はどこでもいいのです。とにかく、平成 19 年度に水道部では 3 億 9,063 万 2,000 円を返したわけですね。ですけれども、そのうち 1 億 4,810 万円は繰り上げ償還のために新たに借りかえたのですから。ですから、3 億 9,063 万 2,000 円から 1 億 4,810 万円を差し引いたのが、通常の元金返済分なんでしょうと。その額は 2 億 4,253 万 2,000 円になるでしょうと言っているのです。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

済みません。そのとおりでございます。

○藤原委員

そこで、つまり何を言いたいかというと、皆さんは、「50%を目指す、50%を目指す」とやってきたのですが、実際はこれは数字のからくりだったのです。例えば平成 18 年度で言うと、2 億 6,629 万 3,000 円の設備投資をやったわけです。そうでしょう。これは間違いないですね。ですけれども、そのうち起債充当したのは幾らだったのかというと、9,800 万円しか充当していないのです。設備投資をやったうちの 9,800 万円しか充当していないのです。その比率は幾らかといたら、36.8%にしかならないわけです。

ですから、逆を言うと、63%に向かってずうっと引き上がっていくような設定をやっているのです。50%を目指すという皆さん方の理屈からしても、2 億 6,600 万円の半分は起債を使ってもいいことになるのではないのかと、私は思っているのですけれども、なぜこのようなからくりをしてしまったのでしょうかね。

○板橋水道事業管理者

「からくり、からくり」と、そんなに知恵を回してこういうことをやったわけではないので、余りそのからくりをしたとか何とかという発言は、やはり撤回してほしいとこのように思っているところでございます。

それで、率は、50%を目標にしてきたことはいいのですが、どんどん上がっていても、私はやはり余り借金はしない方がいいのではないかと。ある程度やはり自己でやれるものはやって、でもやはり世代間の公平性がございますので、起債というのは一つの目安として、半分は借りましようと、私、共通認識ではないかとこの辺は思っているのですが、違いますでしょうか。

○藤原委員

いや、やはりこれはからくりなのです。皆さん方は、いいですか、2億6,600万円というのは設備投資ですから、資産形成なのです。ところが皆さん方はどういうことをやったかという、それを建設改良事業と配水管整備事業に分けて、配水管整備事業には起債は使えないのだということにして、建設改良事業の半分だけしかあてがわれないことにしました。ですから全体からすると、36.8%しか起債充当しないことになってしまったのです。ですから、皆さん方の言っていることに矛盾があるのです。ですから、私はからくりと言っているのです。

ですから、その辺のところは、料金改定のときによく考えていただきたいということです。

それから、もう一つは、例えば2億6,600万円の半分1億3,000万円を起債に充当したとしても、1億3,000万円を借りたとしても、今返している金額が、先ほども言ったのですけれども、2億4,200万円でしょう。ですから、その設備投資額の2億6,600万円の半分以上を起債に充当しても1億3,000万円です。しかし、返している元金は2億4,200万円だと。それも毎年1億円ずつ水道の起債残高は減っていくということになるのです。ですから、長い目で見れば、それであってもずうっと自己資本比率は上がっていくのです。それは認めるでしょう。数字的にはそうなるのだと認めるでしょう。どうですか。

○板橋水道事業管理者

まあそのようになろうかと思えます。

ただ、何回も言うように、「からくり」というのはやはりやめてもらいたいです。別にかからくりしてやっているわけではないと思います。今までの歴代の部長あるいは関係者も、そんなに水道で知恵を回して、そこまでやらないと思いますので、余りからくり、からくりとこういう席でやるのは、やはり非常に管理者として困るものですから、きちんとやはり言わないようにしてください。

○森委員長

藤原委員、済みません。今の、「結果として」と、また、「わざわざそれをねらって」というふうなことで、なかなか結果は出ておりませんので、その表現はちょっとまずいのではないかと思いますので、今後気をつけていただければと。（「では、ごまかしとえばいいのですか」の声あり）いやいや、いや、もっとひどいかももしれない。ということでお願いします。

○藤原委員

実は、私は、余り管理者に責任を感じてほしくないのです、管理者に。これ議論したのは平成 12 年 12 月議会なので。そして（1 文字削除）○さんが部長のときなのです。既に私どもはそのことを指摘しているのです。いわゆる自己資本比率を 50 にすると称して、そしてその起債可能額の半分しか使わないと、わざわざそうやって資金不足を生み出して、その分、利益を生み出した中からあてがうというやり方だと、これは。それは（1 文字削除）○さんのときに常に厳しく批判していたので、そのとき関係なかった管理者である板橋さんは、余り責任を感じてもらわなくともいいのです。

ただ、いずれにしても、数字上はそういうことになるのだということは、よく理解をしていただきたいというふうに思います。

あとは、料金改定を期待しております。

○森委員長

ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○森委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○森委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○森委員長

以上で、本決算特別委員会に付託をされました議案第 55 号及び議案第 56 号の平成 19 年度多賀城市各会計決算の審査はすべて終了いたしました。

各会計ともそれぞれ原案のとおり認定されておりますので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

午後 3 時 35 分 閉会

決算特別委員会

委員長 森 長一郎